【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年3月19日提出
【計算期間】	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）第13期(自 2019年6月21日至 2019年12月20日) キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）第13期(自 2019年6月21日至 2019年12月20日) キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）第13特定期間(自 2019年6月21日至 2019年12月20日) キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）第13特定期間(自 2019年6月21日至 2019年12月20日)
【ファンド名】	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 クワック・ソン・ギョン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田　伸健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル
【電話番号】	03(6366)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的
信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額
委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき3,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

１．エマージング市場[*1]の株式、債券等を実質的な主要投資対象[*2]とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

＊1 先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。

＊2 ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とするルクセンブルク籍の投資信託証券（以下「外国投資信託」ということがあります。）[※]と、わが国の公社債や短期金融商品を主要投資対象とする国内の投資信託証券（以下「国内投資信託」ということがあります。）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

※運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。

＜マザーファンド受益証券を通じて実質的に投資する外国投資信託の投資方針＞
エマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。
① エマージング市場の株式や債券を含む広範な投資ユニバースから収益機会を追求します。
② ポートフォリオの構築は、個別銘柄選択によるボトムアップで行ないます。
③ 銘柄選択にあたっては、個別銘柄の期待リターンと同時にポートフォリオに与えるリスクの度合いを勘案します。

２．ファンドは、以下の４つのコースから構成されています。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

● 「Ａコース」「Ｃコース」は、米ドル売り円買い[*1]の為替取引を行なう外国投資信託に実質投資します。
「Ｂコース」「Ｄコース」は、対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない外国投資信託に実質投資します。
「Ａコース」「Ｂコース」間および「Ｃコース」「Ｄコース」間で、無手数料のスイッチングが可能です。[*2]

＊1 「米ドル売り円買い」とは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

＊2 販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

「Ａコース」「Ｃコース」は、キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）（以下「Ａ/Ｃマザーファンド」といいます。）を通じて、次の外国投資信託および国内投資信託に投資します。

ファンド	投資対象
「Ａコース」「Ｃコース」	＜外国投資信託＞キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）（以下「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」といいます。）
	＜国内投資信託＞日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）（以下「日本短期債券ファンド」といいます。）

※「Ａコース」「Ｃコース」ともに「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」への実質投資割合を高位に維持することを基本とします。

「Ｂコース」「Ｄコース」は、キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）（以下「Ｂ/Ｄマザーファンド」といいます。）を通じて、次の外国投資信託および国内投資信託に投資します。

ファンド	投資対象
「Ｂコース」「Ｄコース」	＜外国投資信託＞キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）（以下「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」といいます。）
	＜国内投資信託＞「日本短期債券ファンド」

※「Ｂコース」「Ｄコース」ともに「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」への実質投資割合を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態　ファンド・オブ・ファンズ

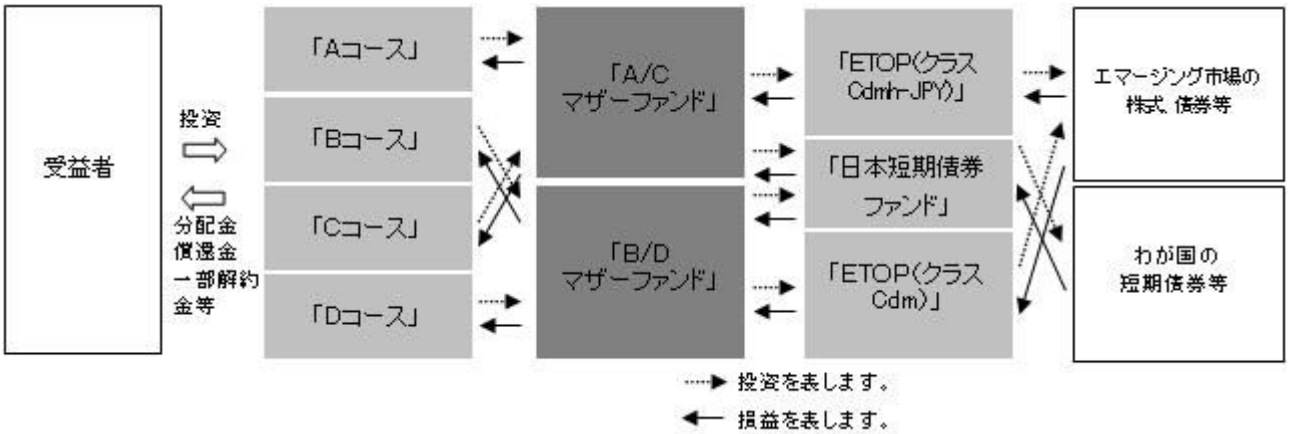

３．「Ａコース」「Ｂコース」の決算は、原則として毎年６月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に行ない、「Ｃコース」「Ｄコース」の決算は、原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に行ない、各々の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

商品分類

商品分類表

「Ａコース」「Ｂコース」「Ｃコース」「Ｄコース」の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	資産複合

※ 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。

・海外とは「目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

・資産複合とは「目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

「Ａコース」「Ｂコース」の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり
一般				
大型株	年２回	日本		
中小型株		北米		
債券	年４回	欧州		
一般		アジア		
公債	年６回（隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回（毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産（投資信託証券（株式/債券））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「Ｃコース」「Ｄコース」の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル（日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（株式/債券））				
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、各ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、海外の株式や債券を主要投資対象とするためです。

・年２回とは「目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるもの」をいいます。

・年12回（毎月）とは「目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの」をいいます。

・エマージングとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2013年９月26日　信託契約締結、各ファンドの設定および運用開始

2018年12月14日　投資対象ファンドにおけるファンド併合
＜併合前＞
キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン　エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（クラスCdh-JPY）／（クラスCd）

＜併合後＞
キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCfdh-JPY）／（クラスCfd）[注]

注：2020年2月19日付けでクラスを表す識別記号に変更があり、「クラスCfdh-JPY」は「クラスCdmh-JPY」に、「クラスCfd」は「クラスCdm」になりました。

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人

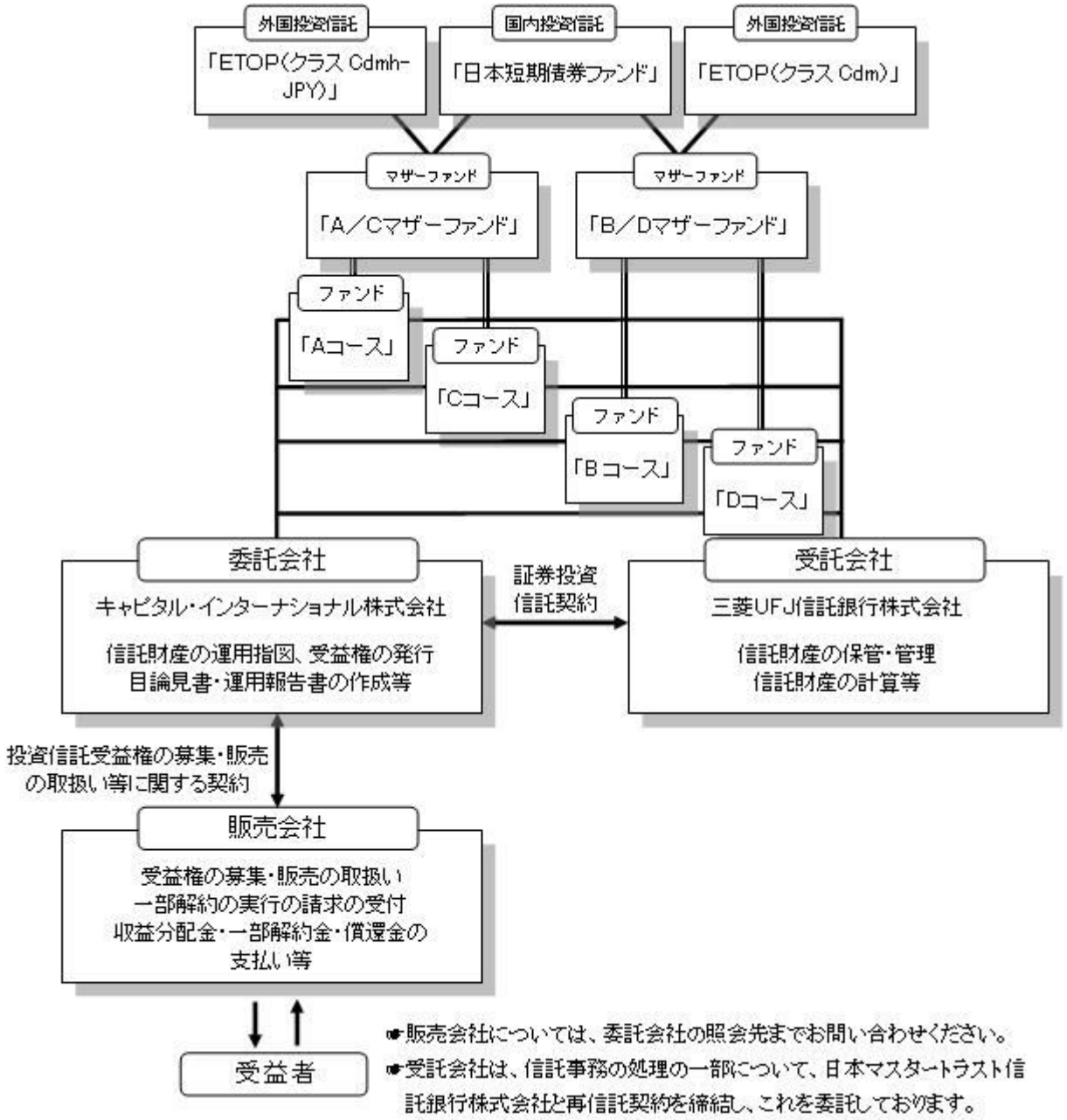

②ファンドに関する契約の概要

a.証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

③ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。

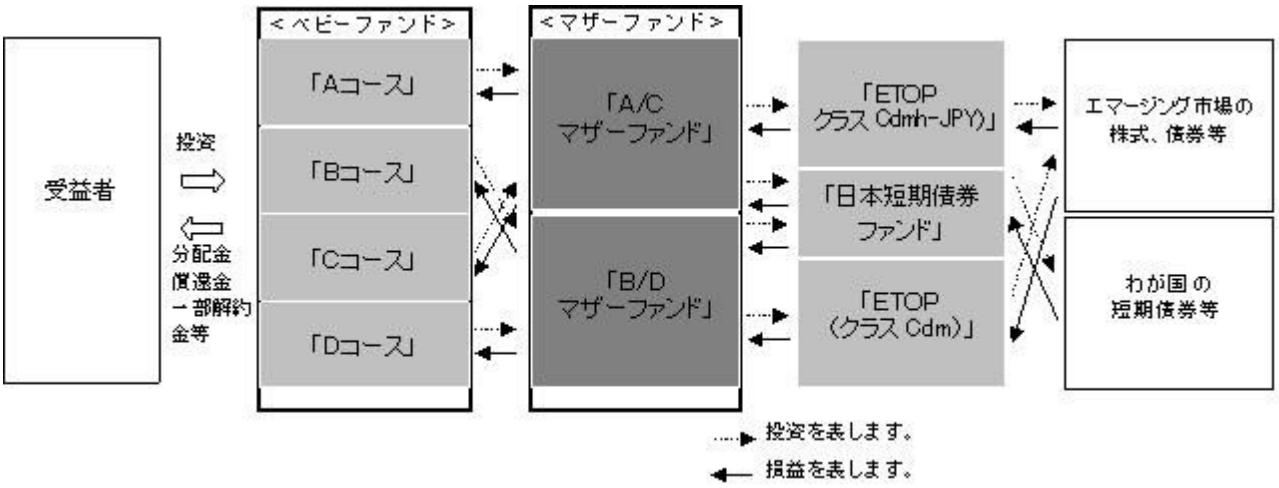

・マザーファンドの運用成果はベビーファンドに反映されます。

・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2020年３月19日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

「A/Cマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF（米ドル売り円買い） 2015年12月30日設定
「B/Dマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド	ありません。

④委託会社の概況（2020年１月31日現在）

a.名称：キャピタル・インターナショナル株式会社

b.本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル

c.資本金の額：４億5,000万円

d.沿革

1986年3月　キャピタル・インターナショナル株式会社設立
1987年3月　証券投資顧問業者登録
1987年9月　投資一任業務認可取得
2006年2月　投資信託委託業務認可取得
2007年9月　金融商品取引業登録
2008年7月　キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

e.大株主の状況

株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
所有株式数：56,400株
所有比率：100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

「Aコース」「Cコース」の投資方針は、次のとおりです。

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

③運用方法

ａ）投資対象

「Ａ／Ｃマザーファンド」を主要投資対象とします。

ｂ）投資態度

「Ａ／Ｃマザーファンド」への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、「Ａ／Ｃマザーファンド」の組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「Ｂコース」「Ｄコース」の投資方針は、次のとおりです。

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

③運用方法

ａ）投資対象

「Ｂ／Ｄマザーファンド」を主要投資対象とします。

ｂ）投資態度

「Ｂ／Ｄマザーファンド」への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、「Ｂ／Ｄマザーファンド」の組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

「Ａコース」「Ｃコース」の投資対象は、次のとおりです。

①投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ.次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

ｂ.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲（約款第16条）

ａ.有価証券

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「Ａ／Ｃマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。以下同じ。）
５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ）
６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前記６.の証券または証書の性質を有するもの

ｂ.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

「Ｂコース」「Ｄコース」の投資対象は、次のとおりです。

①投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次の特定資産

イ.有価証券
ロ.約束手形
ハ.金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲（約款第16条）

a.有価証券

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「Ｂ／Ｄマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券
５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券
６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前記６.の証券または証書の性質を有するもの

ｂ.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等

「Ａコース」「Ｃコース」が主要投資対象とする「Ａ／Ｃマザーファンド」の投資方針等は、次のとおりです。

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲

a.有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券

５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券

６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの

ｂ.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記a.１.から７.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

「Ｂコース」「Ｄコース」が主要投資対象とする「Ｂ／Ｄマザーファンド」の投資方針等、次のとおりです。

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形
ハ.金銭債権
b.次に掲げる特定資産以外の資産
イ.為替手形
②運用の指図範囲
a.有価証券
委託会社は、信託金を、主として、「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券
５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券
６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの
ｂ.金融商品
上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記a.１.から７.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等
「Ａコース」「Ｃコース」の実質投資対象ファンド（「Ａ／Ｃマザーファンド」の投資対象ファンド）の概要等は、次のとおりです。

ファンド名称	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）
形態	外国投資信託証券／ルクセンブルク籍／会社型／円建
信託期間	無期限（2008年２月１日設定）
投資対象	エマージング市場*の株式、債券等を主な投資対象とします。 ＊先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
投資態度	・原則としてエマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
分配方針	取締役会が、配当金を分配するよう推奨します。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託者報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

上記は、2020年２月19日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託／契約型
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックス＊をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ＊ ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
決算日	毎年７月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

上記は、2020年１月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

「Ｂコース」「Ｄコース」の実質投資対象ファンド（「Ｂ／Ｄマザーファンド」の投資対象ファンド）の概要等は、次のとおりです。

ファンド名称	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）
形態	外国投資信託証券／ルクセンブルク籍／会社型／円建
信託期間	無期限（2008年２月１日設定）
投資対象	エマージング市場＊の株式、債券等を主な投資対象とします。 ＊先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
投資態度	・原則としてエマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。 ・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
分配方針	取締役会が、配当金を分配するよう推奨します。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託者報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

上記は、2020年２月19日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託／契約型
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックス＊をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ＊ ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
決算日	毎年７月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

上記は、2020年１月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

①運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、各ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

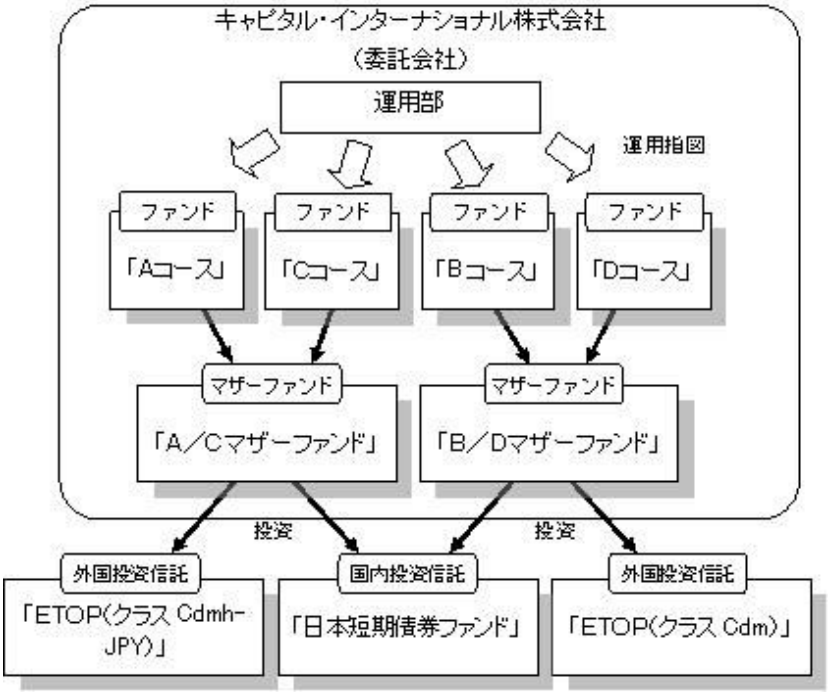

②内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）
キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2020年１月31日現在）
運用部（３名）／法務コンプライアンス部（３名）／オペレーション部（６名）
※（　）は、各部において、各ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

③関係法人に関する管理体制

受託会社　業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

＜参考情報＞

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

１．「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」

２．「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エルが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

『徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる』

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用スタイル

徹底した調査に基づく銘柄選択により収益の獲得を目指す、ボトム・アップ・アプローチのアクティブ運用を

行ないます。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制は1958 年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

・独自の裁量を反映できる
・幅広い分散ができる
・個人評価の明確性が保てる
・運用結果の均一性が保てる
・継続性が保てる

３．「日本短期債券ファンド」

運用は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

※運用体制等は、2020年１月31日現在のものであり（投資対象ファンドのクラスを表す識別記号は2020年２月19日付けのもので表示しています。）、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

各コースは、次の決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

「Ａコース」「Ｂコース」　原則、毎年６月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日）
「Ｃコース」「Ｄコース」　原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）

a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
「Ｃコース」「Ｄコース」
６月および12月の決算時に、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までの間に支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、自動けいぞく投資契約＊（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

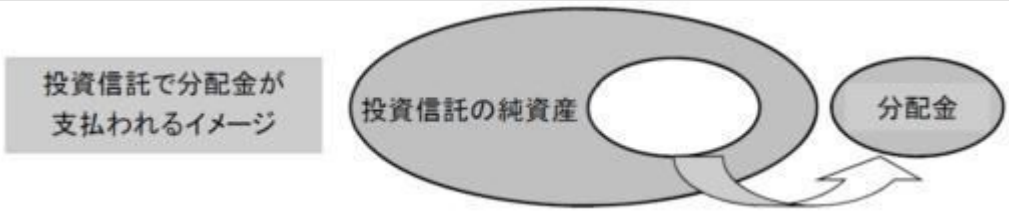

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

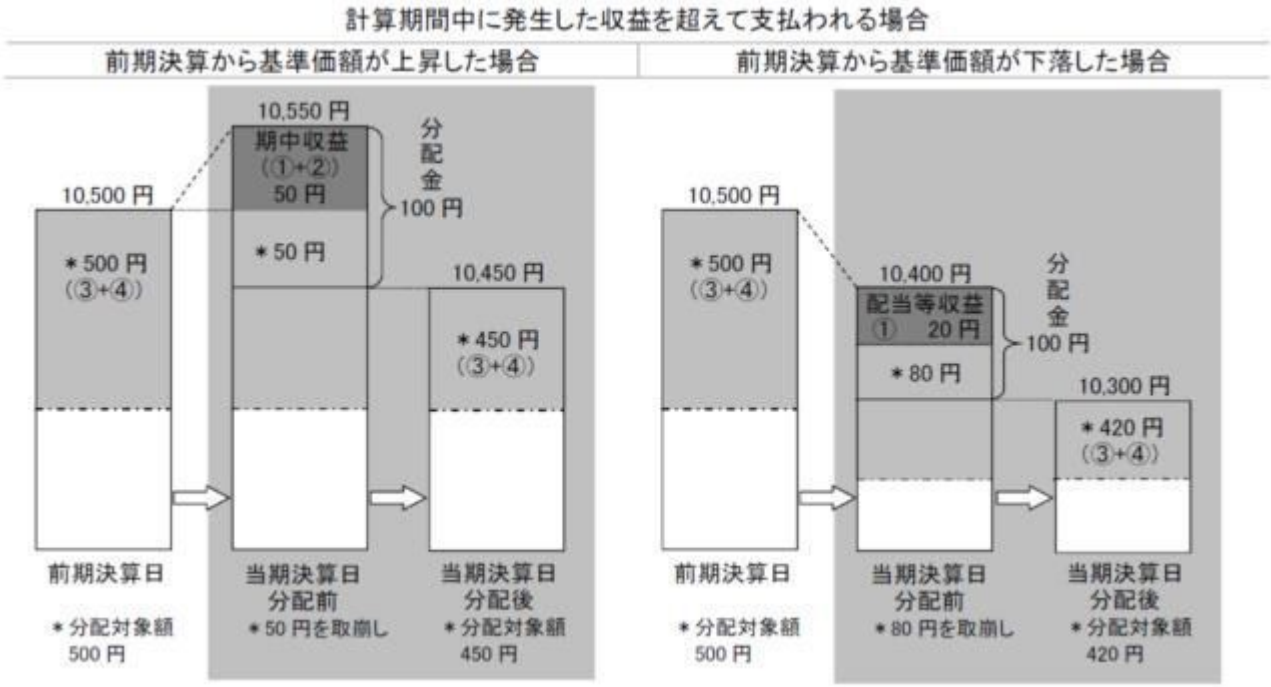

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配準備積立金：期中収益（①+②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。
収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

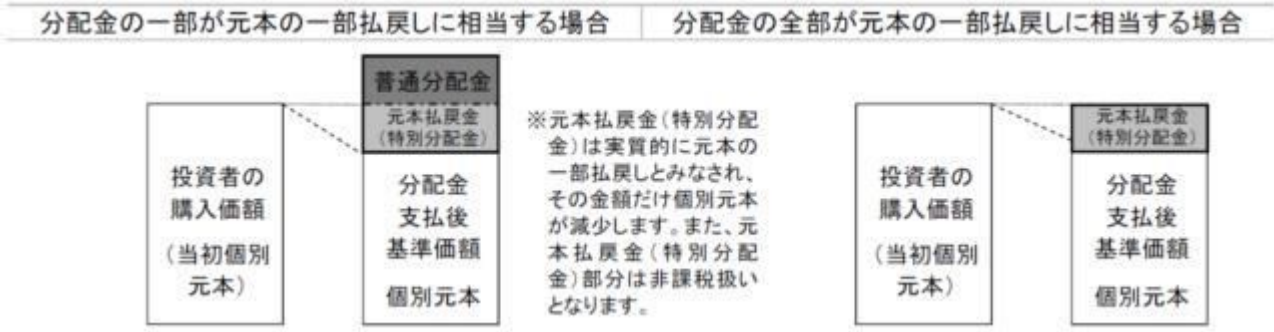

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手数料等及び税金」の「課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

「Ａコース」「Ｂコース」「Ｃコース」「Ｄコース」の投資信託約款上および運用の基本方針に定める主な投資制限

・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第16条の２）

①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入（約款第20条）

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

・資金の借入れ（約款第27条）

①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②上記①の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

③一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金　が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤借入金の利息は信託財産中から支弁します。

「Ａ／Ｃマザーファンド」「Ｂ／Ｄマザーファンド」の投資信託約款上および運用の基本方針に定める主な投資制限

・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

・株式への直接投資は、行ないません。

・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

・デリバティブ取引は、原則行ないません。

・信用リスク集中回避のための投資制限

①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100 分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

※マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、（２）投資対象「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

３【投資リスク】

ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、実質的にエマージング市場の株式、債券等の有価証券に投資を行ないますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク
各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入株式・債券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 為替変動リスク
「Ａコース」「Ｃコース」が実質的に投資する「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」が保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、結果として米ドル以外の通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。
例えば、米ドル以外の通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行する等、米ドル以外の通貨と米ドルとの連動性や投資環境等が大きく変化した場合には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合があります。
なお、為替取引を行なうにあたり取引コストがかかるため（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）、基準価額の変動要因となります。
「Ｂコース」「Ｄコース」が実質的に投資する「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。
新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 金利変動リスク
各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

● 信用リスク
株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク
投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● ファンドの資産規模にかかる留意点
資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
換金の申し出により、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● お申込、解約等に関する留意点
取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点
決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。
投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。各ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
※前記（４）分配方針「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

● ファミリーファンド方式に関する留意点
各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

● 金融商品取引法第37条の６の規定に関する留意点
各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性
法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

＜リスク管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。

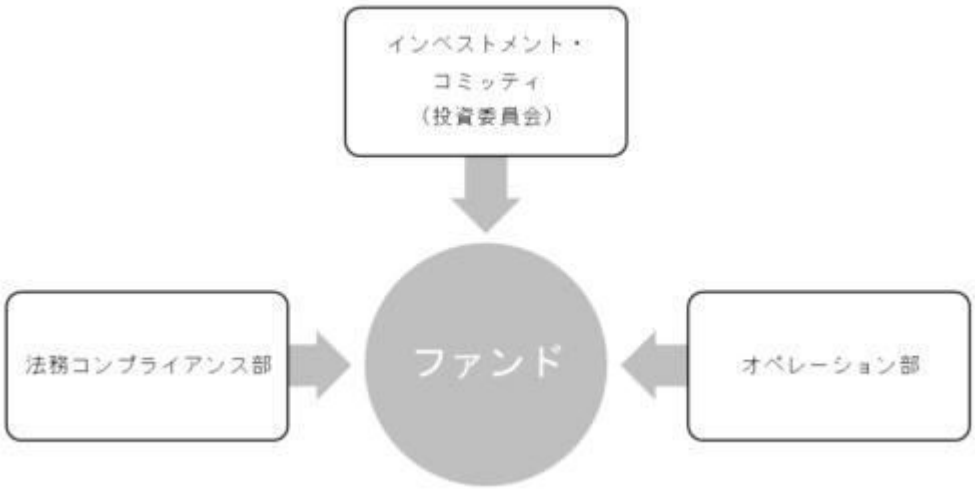

インベストメント・コミッティー（投資委員会）	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうことにより、管理徹底を図っています。
オペレーション部	運用部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

＜参考情報＞
投資対象ファンドにおけるリスク管理体制は、次のとおりです。
１．「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」
２．「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」
キャピタル・グループのリスク管理体制
（１）ポートフォリオのリスク管理
インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的に開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。
アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。
（２）リスク管理の徹底
グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。
（３）カウンターパーティー・リスク管理
グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

＜コンプライアンス＞
①運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。
②売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済

指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

３．「日本短期債券ファンド」

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

①トレーディング担当部署
有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

②コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

③リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

④内部監査担当部署
同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

※リスク管理体制等は、2020年１月31日現在のものであり（投資対象ファンドのクラスを表す識別記号は2020年２月19日付けのもので表示しています。）、今後、予告なく変更される場合があります。

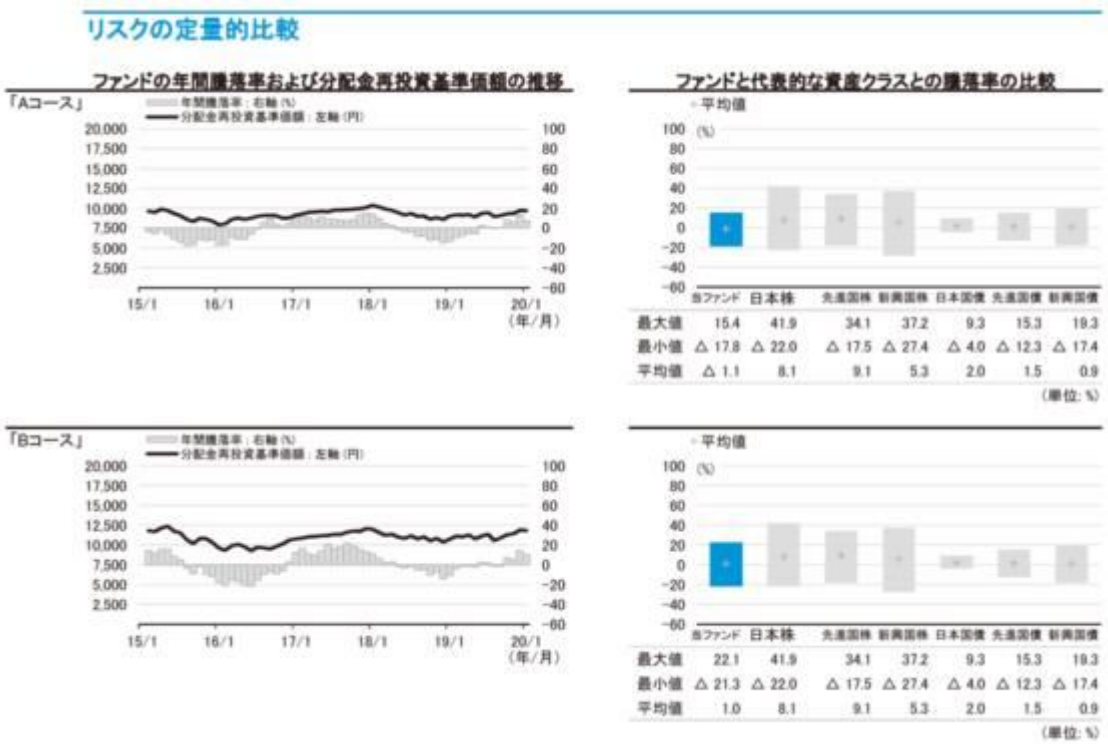

「Cコース」

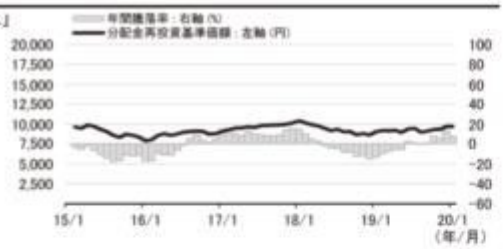

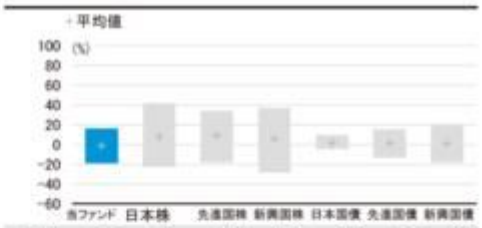

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	15.6	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値	△ 17.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	△ 1.1	8.1	9.1	5.3	2.0	1.5	0.9

（単位：%）

「Dコース」

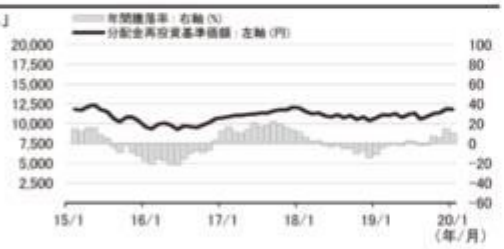

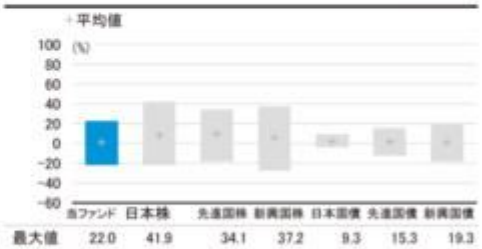

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.0	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値	△ 21.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	1.0	8.1	9.1	5.3	2.0	1.5	0.9

（単位：%）

（注1）年間騰落率は、2015年2月から2020年1月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、設定日（2013年9月26日）を10,000として指数化しています。
（注3）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2015年2月から2020年1月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜各資産クラスの指数＞
日本株　・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。
TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料（１万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜3.0%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。
・自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
・各ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。
・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。
・各ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.7875%（税抜1.625%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.85%	0.025%	0.75%

※マザーファンドに信託報酬はかかりません。

＜投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担＞

信託報酬	年率1.7875%（税抜1.625%）
投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１）	年率0.00%
投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２）	年率0.007%程度
実質的な負担（＊３）	年率1.7945%程度（税込）

（＊１）「ETOP（クラスCdmh-JPY）」「ETOP（クラスCdm）」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示する投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用（上限年率0.15%）が別途かかります。
（＊２）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。
（＊３）各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

①以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

２．信託財産に関する法定開示のための監査費用
３．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
４．投資対象ファンドにかかる費用
ｉ　有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等
ii　投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

②上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。
③上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の５の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
④上記４．ｉに定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。
⑤上記４．iiに定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資信託の合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

ファンドのお申込時、途中解約（換金）時および保有期間中に受益者のみなさまに直接的または間接的にご負担いただく手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2020年１月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税５%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税５%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算
確定申告による場合･･･換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。
確定申告によらない場合･･･源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。
● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合
「ＮＩＳＡ」および「ジュニアＮＩＳＡ」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「ＮＩＳＡ」および「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
● 配当控除制度
各ファンドは、配当控除制度は適用されません。

＜法人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年１月１日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年１月１日から] 15%（所得税15%）

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。
● 益金不算入制度
各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について
・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した

額が「普通分配金」となります。

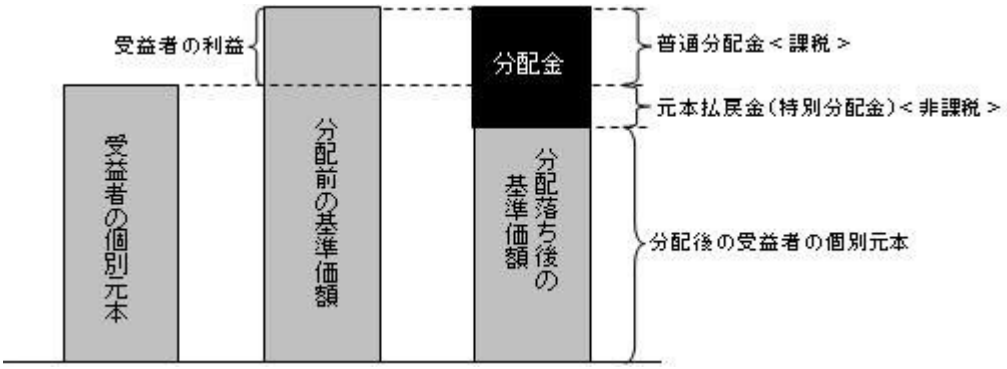

※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

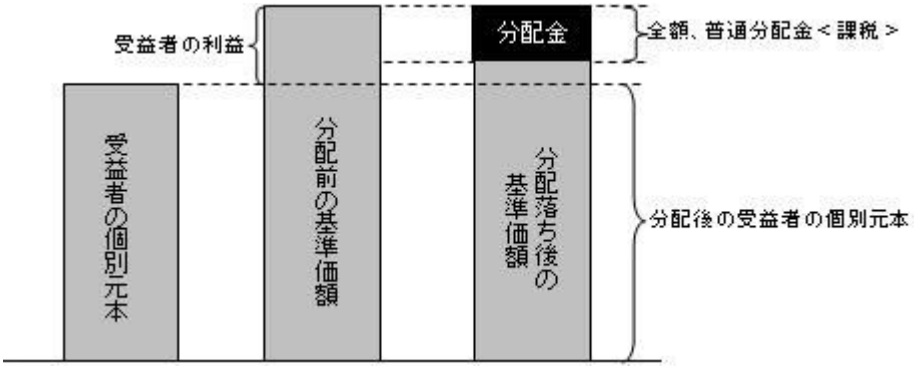

※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。
（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

2020年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	305,126,178	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△353,777	△0.11
合計(純資産総額)		304,772,401	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

2020年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,362,058,885	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△1,780,843	△0.13
合計(純資産総額)		1,360,278,042	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

2020年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,279,777	99.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	10,117	0.12
合計(純資産総額)		8,289,894	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

2020年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	636,024,427	99.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	224,239	0.03
合計(純資産総額)		636,248,666	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2020年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	4,885,859	0.06
投資証券	ルクセンブルク	7,198,054,727	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,700,772	0.02
合計(純資産総額)		7,204,641,358	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2020年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	14,294,901	0.71
投資証券	ルクセンブルク	1,983,813,042	99.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	279	0.00
合計(純資産総額)		1,998,108,222	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）

2020年１月31日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	9,526,410,425	6.73
	インド	7,154,595,208	5.06
	ブラジル	6,829,289,239	4.83
	ロシア	4,930,967,359	3.49
	香港	4,385,545,467	3.10
	台湾	3,291,998,003	2.33
	韓国	2,932,240,125	2.07
	英国	2,379,749,524	1.68
	南アフリカ	2,123,906,136	1.50
	インドネシア	1,869,419,199	1.32
	米国	1,613,244,606	1.14
	アラブ首長国連邦	1,303,486,538	0.92
	メキシコ	1,218,119,486	0.86
	スロベニア	1,214,694,799	0.86
	カザフスタン	1,037,572,430	0.73
	カナダ	781,063,882	0.55
	日本	767,969,000	0.54
	フランス	727,973,820	0.51
	チリ	704,953,841	0.50
	アルゼンチン	642,740,623	0.45
	スイス	614,358,589	0.43
	オランダ	590,838,825	0.42
	ベトナム	587,587,799	0.42
	シンガポール	555,656,744	0.39
	スウェーデン	543,181,815	0.38
	ナイジェリア	540,407,946	0.38
	オーストラリア	448,161,288	0.32
	タイ	410,041,176	0.29
	ルーマニア	405,742,078	0.29
	デンマーク	281,422,595	0.20
	フィリピン	253,965,512	0.18
	ポルトガル	126,792,469	0.09
	メキシコ	7,935,003,295	5.61
	中国	5,801,781,514	4.10
	ロシア	4,267,258,953	3.02
	ウクライニア	4,109,908,494	2.91
	ドミニカ共和国	3,929,192,580	2.78
	ルーマニア	3,744,702,360	2.65
	トルコ	3,698,808,776	2.61
	マレーシア	3,485,002,466	2.46
	ブラジル	3,483,399,317	2.46
	アルゼンチン	2,739,650,938	1.94
	インドネシア	2,500,335,989	1.77
	チュニジア	2,154,147,910	1.52
	パキスタン	2,134,053,951	1.51

債券	南アフリカ	2,099,509,040	1.48
	ポーランド	2,051,467,706	1.45
	エジプト	1,999,043,838	1.41
	米国	1,745,052,570	1.23
	コロンビア	1,654,505,411	1.17
	インド	1,419,805,895	1.00
	スリランカ	1,413,501,035	1.00
	コスタ リカ	1,154,171,429	0.82
	パナマ	1,152,738,656	0.81
	ナイジェリア	1,017,621,173	0.72
	ペルー	889,703,405	0.63
	チリ	782,278,512	0.55
	カタール	758,484,244	0.54
	ガボン	721,611,065	0.51
	バーレーン	714,540,591	0.51
	セネガル	691,909,489	0.49
	ウルグアイ	631,013,126	0.45
	オマーン	585,815,229	0.41
	ギリシャ	560,918,460	0.40
	サウジアラビア	540,626,775	0.38
	コートジボワール	412,269,709	0.29
	ホンジュラス	379,638,685	0.27
	タイ	359,852,132	0.25
	香港	313,484,643	0.22
	ガーナ	241,731,466	0.17
	アンゴラ	156,851,890	0.11
	セルビア	147,750,007	0.10
	ヴァージン諸島（英領）	137,007,047	0.10
	カザフスタン	127,578,261	0.09
	ルクセンブルク	126,946,368	0.09
	パラグアイ	77,989,784	0.06
	アラブ首長国連邦	77,710,992	0.05
	カメルーン	62,203,970	0.04
	エチオピア	23,578,899	0.02
銀行預金、その他資産（負債控除後）		5,463,540,627	3.86
純資産総額		141,469,795,218	100.00

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2019年7月22日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	日本	1,809,708,000	98.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	30,602,502	1.66
合計(純資産総額)		1,840,310,502	100.00

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2019年7月22日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2020年1月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	278,628,599	1.0865	302,729,973	1.0951	305,126,178	100.11

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2020年1月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	1,028,279,394	1.3165	1,353,729,823	1.3246	1,362,058,885	100.13

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2020年1月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	7,560,750	1.1183	8,455,552	1.0951	8,279,777	99.87

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.87
合計	99.87

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2020年1月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	480,163,391	1.3717	658,640,124	1.3246	636,024,427	99.96

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年1月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.96
合計	99.96

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2020年1月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCfdh-JPY）	8,488,272.084	827.76	7,026,252,100	848	7,198,054,727	99.90
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,631,585	1.0548	4,885,395	1.0549	4,885,859	0.06

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.06
投資証券	99.90
合計	99.97

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2020年1月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCfd）	1,922,299.46	983.79	1,891,138,985	1,032	1,983,813,042	99.28
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	13,550,954	1.0548	14,293,546	1.0549	14,294,901	0.71

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年1月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.71
投資証券	99.28
合計	99.99

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）

上位30銘柄

2020年１月31日現在

順位	銘柄	国/地域（上段） 株式/債券（中段） 業種/種類（下段）	株数/額面（上段） 評価単価（中段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	台湾 株式 情報技術	2,015,430 316.50 台湾ドル	2,295,369,348	1.62
2	MALAYSIA GVT MYR 4.893% 06-08-38	マレーシア 債券 ソブリン債（現地通貨建）	68,790,000 119.5177 マレーシアリンギット	2,189,919,664	1.55
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD COM	韓国 株式 情報技術	406,048 57,200.00 韓国ウォン	2,134,638,931	1.51
4	AIA GROUP LTD	香港 株式 金融	1,544,000 78.30 香港ドル	1,695,527,976	1.20

5	CENTRAL BANK OF TUNISIA EUR REG S SR UNSEC 6.75% 10-31-23	チュニジア 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	12,245,000 103.984 ユーロ	1,530,053,529	1.08
6	CHINA GOVT BOND CNY 3.86% 07-22-49	中国 債券 ソブリン債（現地通貨建）	91,400,000 105.0314 中国元	1,508,759,214	1.07
7	BONOS MEXICAN MXN 10.0% 12-05-24	メキシコ 債券 ソブリン債（現地通貨建）	221,030,000 114.178 メキシコペソ	1,463,065,992	1.03
8	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA SR UNSEC REG S FRN (L+60) 06-08-20	中国 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	13,320,000 100.0628 米ドル	1,451,658,594	1.03
9	US TREASURY BOND 2.875% 05-15-49	米国 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	11,250,000 118.1436 米ドル	1,447,605,963	1.02
10	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ADR	中国 株式 一般消費財・サービス	62,027 208.58 米ドル	1,409,097,796	1.00
11	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	英国 株式 生活必需品	293,800 33.495 英ポンド	1,403,272,634	0.99
12	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	インドネシア 株式 金融	5,210,800 33,700.00 インドネシアルピア	1,401,678,659	0.99
13	DISCOVERY LTD	南アフリカ 株式 金融	1,513,778 120.01 南アフリカランド	1,340,543,661	0.95
14	ALROSA PJSC (USD)	ロシア 株式 素材	9,391,996 1.3093 米ドル	1,339,324,953	0.95
15	DETSKY MIR PJSC (USD)	ロシア 株式 一般消費財・サービス	6,596,850 1.8342 ロシアルーブル	1,317,838,844	0.93
16	SOUTH AFRICA GVT ZAR R2048 8.75% 02-28-48	南アフリカ 債券 ソブリン債（現地通貨建）	202,220,000 87.40 南アフリカランド	1,304,178,021	0.92
17	PEMEX MXN 7.47% 11-12-26	メキシコ 債券 社債	248,340,000 89.1587 メキシコペソ	1,283,632,066	0.91
18	RUSSIA GOVT OFZ RUB 7.25% 05-10-34	ロシア 債券 ソブリン債（現地通貨建）	679,640,000 109.0255 ロシアルーブル	1,275,850,693	0.90
19	TENCENT HOLDINGS LTD	中国 株式 コミュニケーション・サービス	236,400 375.00 香港ドル	1,243,296,302	0.88
20	NOVA LJUBLJANSKA BANKA DD GDR REG S	スロベニア 株式 金融	815,200 12.40 ユーロ	1,214,694,799	0.86
21	HDFC BANK LTD	インド 株式 金融	645,420 1,226.05 インドルピー	1,205,550,496	0.85
22	CCR SA ON	ブラジル 株式 資本財・サービス	2,490,027 18.80 ブラジルレアル	1,200,584,981	0.85

23	DOMINICAN REPUBLIC REG S 5.95% 01-25-27	ドミニカ共和国 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	9,611,000 109.7858 米ドル	1,149,217,541	0.81
24	POLAND GOVT BOND PLN 5.75% 09-23-22	ポーランド 債券 ソブリン債（現地通貨建）	36,710,000 110.561 ポーランドズロチ	1,135,900,430	0.80
25	TURKEY GOVT BOND TRY I/L 2.0% 10-26-22	トルコ 債券 インフレ等指数リンク債	29,000,000 212.042 トルコリラ	1,120,954,144	0.79
26	PAKISTAN REP REG S 6.875% 12-05-27	パキスタン 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	9,415,000 105.7087 米ドル	1,083,973,718	0.77
27	BRAZIL NTNF BRL 10.0% 01-01-29	ブラジル 債券 ソブリン債（現地通貨建）	34,785,000 121.3042 ブラジルレアル	1,082,178,094	0.76
28	DP WORLD PLC	アラブ首長国連邦 株式 資本財・サービス	697,829 14.00 米ドル	1,064,056,637	0.75
29	HALYK SAVINGS BANK OF KAZA GDR REG S	カザフスタン 株式 金融	656,996 14.50 米ドル	1,037,572,430	0.73
30	UKRAINE GOVT REG S 7.75% 09-01-24	ウクライニア 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	8,312,000 111.5545 米ドル	1,009,904,540	0.71

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

2019年7月22日現在

国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面(千円)	評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	
日本	第4回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（2014）	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.111	100,111,000	5.44
日本	第2回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2015）	0.509	2020/4/30	社債券	100,000	100.236	100,236,000	5.45
日本	第19回ルノー円貨社債（2017）	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	99.774	99,774,000	5.42
日本	第11回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債（2016）	0.3	2021/1/22	社債券	100,000	100.271	100,271,000	5.45
日本	第8回ケーティー円貨社債（2018）	0.3	2020/11/13	社債券	100,000	100.069	100,069,000	5.44

日本	第527回関西電力（一般担保付）	0.28	2024/4/25	社債券	100,000	100.424	100,424,000	5.46
日本	第50回日本電気（社債間限定同順位特約付）	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.375	100,375,000	5.45
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.247	100,247,000	5.45
日本	第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付)	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	100.108	100,108,000	5.44
日本	第22回あおぞら銀行(社債間限定同順位特約付)	0.1	2021/12/10	社債券	100,000	99.93	99,930,000	5.43
日本	第28回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付）	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	102.123	102,123,000	5.55
日本	第6回りそな銀行（劣後特約付）	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	101.227	101,227,000	5.50
日本	第23回三井住友銀行（劣後特約付）	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	102.105	102,105,000	5.55
日本	第5回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	100.087	100,087,000	5.44
日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	100.127	100,127,000	5.44
日本	第27回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.4	2023/4/25	社債券	100,000	100.752	100,752,000	5.47
日本	第44回野村ホールディングス	0.723	2021/2/25	社債券	100,000	100.977	100,977,000	5.49
日本	第29回相鉄ホールディングス（相模鉄道株式会社保証付）	0.91	2020/6/25	社債券	100,000	100.765	100,765,000	5.48

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。
（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2019年7月22日）現在の情報です。

②【投資不動産物件】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）
該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）
該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）
該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　(2013年12月20日)	2,048,380,427	2,048,380,427	0.9905	0.9905
第2期　(2014年 6月20日)	2,200,831,417	2,200,831,417	1.0478	1.0478
第3期　(2014年12月22日)	1,704,452,147	1,704,452,147	0.9411	0.9411
第4期　(2015年 6月22日)	275,356,939	275,356,939	0.9467	0.9467
第5期　(2015年12月21日)	233,379,754	233,379,754	0.8314	0.8314
第6期　(2016年 6月20日)	171,694,012	171,694,012	0.8630	0.8630
第7期　(2016年12月20日)	202,276,006	202,276,006	0.8710	0.8710
第8期　(2017年 6月20日)	342,992,266	342,992,266	0.9584	0.9584
第9期　(2017年12月20日)	364,042,575	364,042,575	0.9969	0.9969
第10期　(2018年 6月20日)	322,508,695	322,508,695	0.9220	0.9220
第11期　(2018年12月20日)	278,873,751	278,873,751	0.8647	0.8647
第12期　(2019年 6月20日)	304,361,026	304,361,026	0.9253	0.9253
第13期　(2019年12月20日)	305,058,170	305,058,170	0.9614	0.9614
2019年 1月末日	291,718,966	—	0.9004	—
2月末日	298,423,448	—	0.9135	—
3月末日	295,966,838	—	0.9104	—
4月末日	299,438,997	—	0.9189	—
5月末日	290,625,444	—	0.8919	—
6月末日	307,553,910	—	0.9350	—
7月末日	309,671,708	—	0.9425	—
8月末日	294,722,071	—	0.8944	—
9月末日	299,373,989	—	0.9080	—
10月末日	299,544,222	—	0.9285	—
11月末日	297,743,872	—	0.9326	—
12月末日	306,968,841	—	0.9689	—
2020年 1月末日	304,772,401	—	0.9670	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期　(2013年12月20日)	2,296,163,766	2,296,163,766	1.0494	1.0494
第2期　(2014年 6月20日)	2,315,744,241	2,315,744,241	1.0864	1.0864
第3期　(2014年12月22日)	4,970,060,564	4,970,060,564	1.1555	1.1555
第4期　(2015年 6月22日)	6,150,933,306	6,150,933,306	1.1943	1.1943
第5期　(2015年12月21日)	4,216,343,209	4,216,343,209	1.0306	1.0306
第6期　(2016年 6月20日)	3,417,530,363	3,417,530,363	0.9257	0.9257

第7期 (2016年12月20日)	3,420,812,301	3,420,812,301	1.0606	1.0606
第8期 (2017年 6月20日)	2,484,035,947	2,484,035,947	1.1209	1.1209
第9期 (2017年12月20日)	2,076,104,828	2,076,104,828	1.1909	1.1909
第10期 (2018年 6月20日)	1,844,743,139	1,844,743,139	1.0886	1.0886
第11期 (2018年12月20日)	1,603,755,861	1,603,755,861	1.0598	1.0598
第12期 (2019年 6月20日)	1,567,604,033	1,567,604,033	1.1042	1.1042
第13期 (2019年12月20日)	1,437,044,836	1,437,044,836	1.1763	1.1763
2019年 1月末日	1,611,022,223	—	1.0715	—
2月末日	1,654,274,942	—	1.1101	—
3月末日	1,642,969,173	—	1.1050	—
4月末日	1,634,905,212	—	1.1274	—
5月末日	1,544,884,857	—	1.0788	—
6月末日	1,568,796,050	—	1.1137	—
7月末日	1,568,543,692	—	1.1351	—
8月末日	1,457,834,015	—	1.0589	—
9月末日	1,488,176,504	—	1.0919	—
10月末日	1,493,490,340	—	1.1287	—
11月末日	1,430,752,499	—	1.1424	—
12月末日	1,443,538,797	—	1.1882	—
2020年 1月末日	1,360,278,042	—	1.1812	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2013年12月20日)	15,716,639	15,716,639	0.9909	0.9909
第2特定期間 (2014年 6月20日)	17,139,952	17,236,514	1.0417	1.0477
第3特定期間 (2014年12月22日)	24,274,077	24,540,500	0.9203	0.9353
第4特定期間 (2015年 6月22日)	23,297,052	23,461,605	0.9211	0.9271
第5特定期間 (2015年12月21日)	12,499,378	12,642,387	0.8033	0.8093
第6特定期間 (2016年 6月20日)	13,193,988	13,288,825	0.8272	0.8332
第7特定期間 (2016年12月20日)	11,148,135	11,235,208	0.8302	0.8362
第8特定期間 (2017年 6月20日)	15,436,195	15,524,523	0.9107	0.9167
第9特定期間 (2017年12月20日)	19,769,895	19,876,397	0.9411	0.9471
第10特定期間 (2018年 6月20日)	17,439,381	17,561,937	0.8635	0.8695
第11特定期間 (2018年12月20日)	11,203,919	11,294,910	0.8040	0.8100
第12特定期間 (2019年 6月20日)	12,081,829	12,166,109	0.8543	0.8603
第13特定期間 (2019年12月20日)	12,371,297	12,455,695	0.8809	0.8869
2019年 1月末日	11,680,630	—	0.8362	—
2月末日	11,859,980	—	0.8473	—

3月末日	11,828,679	—	0.8434	—
4月末日	11,988,768	—	0.8503	—
5月末日	11,639,158	—	0.8244	—
6月末日	12,212,101	—	0.8633	—
7月末日	12,349,456	—	0.8691	—
8月末日	11,538,161	—	0.8238	—
9月末日	11,722,970	—	0.8353	—
10月末日	11,995,383	—	0.8530	—
11月末日	12,056,980	—	0.8557	—
12月末日	12,469,621	—	0.8877	—
2020年 1月末日	8,289,894	—	0.8852	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。
(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2013年12月20日)	974,795,011	974,795,011	1.0516	1.0516
第2特定期間 (2014年 6月20日)	1,099,820,825	1,117,952,082	1.0694	1.0874
第3特定期間 (2014年12月22日)	3,053,373,690	3,245,306,173	1.0544	1.1364
第4特定期間 (2015年 6月22日)	4,654,972,014	4,957,307,329	1.0165	1.0885
第5特定期間 (2015年12月21日)	4,063,315,723	4,148,796,089	0.8595	0.8775
第6特定期間 (2016年 6月20日)	3,243,671,065	3,322,477,136	0.7544	0.7724
第7特定期間 (2016年12月20日)	3,099,018,763	3,170,709,599	0.8440	0.8620
第8特定期間 (2017年 6月20日)	2,746,702,051	2,806,152,155	0.8739	0.8919
第9特定期間 (2017年12月20日)	2,114,664,719	2,163,354,076	0.9097	0.9277
第10特定期間 (2018年 6月20日)	1,428,875,886	1,460,784,235	0.8165	0.8325
第11特定期間 (2018年12月20日)	1,086,484,415	1,102,918,871	0.7842	0.7952
第12特定期間 (2019年 6月20日)	778,106,008	784,828,317	0.8109	0.8169
第13特定期間 (2019年12月20日)	660,151,041	665,411,821	0.8569	0.8629
2019年 1月末日	1,083,457,519	—	0.7917	—
2月末日	875,599,916	—	0.8192	—
3月末日	847,757,863	—	0.8145	—
4月末日	839,365,775	—	0.8300	—
5月末日	787,702,383	—	0.7934	—
6月末日	782,072,372	—	0.8179	—
7月末日	772,110,598	—	0.8326	—
8月末日	701,129,892	—	0.7755	—
9月末日	718,668,303	—	0.7987	—
10月末日	731,138,453	—	0.8244	—
11月末日	682,874,019	—	0.8333	—

12月末日	663,776,114	—	0.8656	—
2020年 1月末日	636,248,666	—	0.8595	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。
(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 9月26日～2013年12月20日	0.0000
第2期	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0000
第3期	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0000
第4期	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0000
第5期	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0000
第6期	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0000
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0000
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0000
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0000
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0000
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0000
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0000
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0000

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 9月26日～2013年12月20日	0.0000
第2期	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0000
第3期	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0000
第4期	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0000
第5期	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0000
第6期	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0000
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0000
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0000
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0000
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0000
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0000
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0000
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0000

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

期	特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 9月26日～2013年12月20日	0.0000
第2特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0060
第3特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0150
第4特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0060
第5特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0060
第6特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0060
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0060
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0060
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0060
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0060
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0060
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0060
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0060

（注）各特定期間の1口当たりの分配金は、特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

期	特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 9月26日～2013年12月20日	0.0000
第2特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	0.0180
第3特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	0.0820
第4特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.0720
第5特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	0.0180
第6特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	0.0180
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0180
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0180
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0180
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0160
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0110
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0060
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0060

（注）各特定期間の1口当たりの分配金は、特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。

③【収益率の推移】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2013年 9月26日～2013年12月20日	△1.0
第2期	2013年12月21日～2014年 6月20日	5.8
第3期	2014年 6月21日～2014年12月22日	△10.2
第4期	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.6
第5期	2015年 6月23日～2015年12月21日	△12.2
第6期	2015年12月22日～2016年 6月20日	3.8
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.9
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	10.0
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	4.0
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	△7.5
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	△6.2
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	7.0
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	3.9

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2013年 9月26日～2013年12月20日	4.9
第2期	2013年12月21日～2014年 6月20日	3.5
第3期	2014年 6月21日～2014年12月22日	6.4
第4期	2014年12月23日～2015年 6月22日	3.4
第5期	2015年 6月23日～2015年12月21日	△13.7
第6期	2015年12月22日～2016年 6月20日	△10.2
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	14.6
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	5.7
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	6.2
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	△8.6
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	△2.6
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	4.2
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	6.5

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

期	特定期間	収益率（%）
第1特定期間	2013年 9月26日～2013年12月20日	△0.9
第2特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	5.7
第3特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	△10.2
第4特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	0.7
第5特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	△12.1
第6特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	3.7
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	1.1
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	10.4
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	4.0
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	△7.6
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	△6.2
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	7.0
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	3.8

(注)第1特定期間の収益率は、第1特定期間末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

期	特定期間	収益率（%）
第1特定期間	2013年 9月26日～2013年12月20日	5.2
第2特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	3.4
第3特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	6.3
第4特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	3.2
第5特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	△13.7
第6特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	△10.1
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	14.3
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	5.7
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	6.2
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	△8.5
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	△2.6
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	4.2
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	6.4

(注)第1特定期間の収益率は、第1特定期間末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2013年 9月26日～2013年12月20日	2,068,074,342	―	2,068,074,342
第2期	2013年12月21日～2014年 6月20日	32,538,504	137,419	2,100,475,427
第3期	2014年 6月21日～2014年12月22日	200,477,672	489,836,860	1,811,116,239
第4期	2014年12月23日～2015年 6月22日	37,094,295	1,557,336,539	290,873,995
第5期	2015年 6月23日～2015年12月21日	34,280,149	44,431,937	280,722,207
第6期	2015年12月22日～2016年 6月20日	26,788,067	108,554,409	198,955,865
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	65,468,718	32,178,114	232,246,469
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	145,090,909	19,469,188	357,868,190
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	57,859,361	50,551,611	365,175,940
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	16,145,341	31,534,116	349,787,165
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	13,124,700	40,415,667	322,496,198
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	14,044,478	7,619,282	328,921,394
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	7,724,593	19,330,515	317,315,472

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2013年 9月26日～2013年12月20日	2,196,942,770	8,833,065	2,188,109,705
第2期	2013年12月21日～2014年 6月20日	420,112,979	476,565,255	2,131,657,429
第3期	2014年 6月21日～2014年12月22日	2,959,939,303	790,266,833	4,301,329,899
第4期	2014年12月23日～2015年 6月22日	1,878,022,234	1,029,224,022	5,150,128,111
第5期	2015年 6月23日～2015年12月21日	388,534,660	1,447,424,965	4,091,237,806
第6期	2015年12月22日～2016年 6月20日	133,214,276	532,618,192	3,691,833,890
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	160,424,299	626,751,115	3,225,507,074
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	168,534,222	1,177,926,989	2,216,114,307
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	113,999,601	586,865,140	1,743,248,768
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	207,049,106	255,655,473	1,694,642,401
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	84,456,675	265,905,060	1,513,194,016
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	46,858,223	140,347,838	1,419,704,401
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	39,593,382	237,587,839	1,221,709,944

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	特定期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	2013年 9月26日～2013年12月20日	15,860,453	―	15,860,453
第2特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	593,087	―	16,453,540
第3特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	11,945,259	2,021,529	26,377,270
第4特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	2,428,042	3,511,549	25,293,763
第5特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	438,227	10,172,410	15,559,580
第6特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	389,928	―	15,949,508
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	317,202	2,838,963	13,427,747
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	3,522,074	―	16,949,821
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	4,090,699	33,522	21,006,998
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	4,944,670	5,755,839	20,195,829
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	585,588	6,845,430	13,935,987
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	218,787	12,857	14,141,917
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	249,096	346,954	14,044,059

(注)第1特定期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	特定期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	2013年 9月26日～2013年12月20日	926,934,178	―	926,934,178
第2特定期間	2013年12月21日～2014年 6月20日	212,192,301	110,649,998	1,028,476,481
第3特定期間	2014年 6月21日～2014年12月22日	2,137,993,852	270,749,502	2,895,720,831
第4特定期間	2014年12月23日～2015年 6月22日	2,358,502,424	674,697,065	4,579,526,190
第5特定期間	2015年 6月23日～2015年12月21日	641,438,247	493,461,614	4,727,502,823
第6特定期間	2015年12月22日～2016年 6月20日	68,075,275	496,161,759	4,299,416,339
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	50,013,377	677,717,022	3,671,712,694
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	35,560,159	564,201,974	3,143,070,879
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	24,220,790	842,701,748	2,324,589,921
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	57,827,934	632,442,562	1,749,975,293
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	10,768,138	375,233,356	1,385,510,075
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	5,577,797	431,563,110	959,524,762
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	4,114,890	193,250,099	770,389,553

(注)第1特定期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。
(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

2020年1月31日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2020年1月31日）

「Aコース」

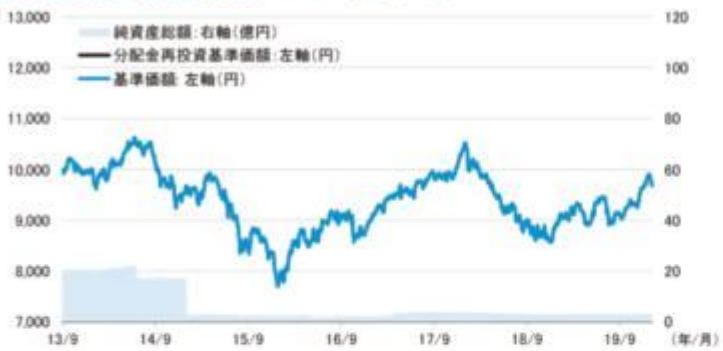

「Bコース」

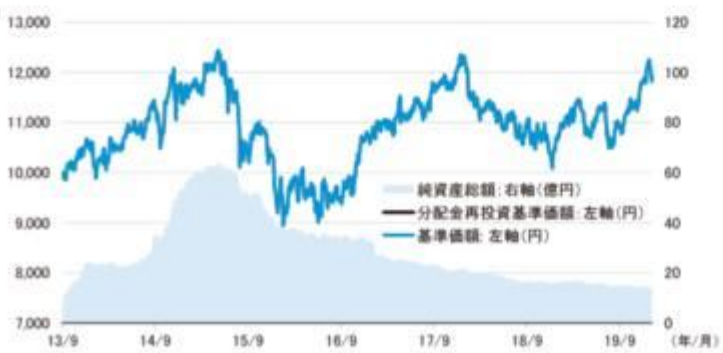

「Cコース」

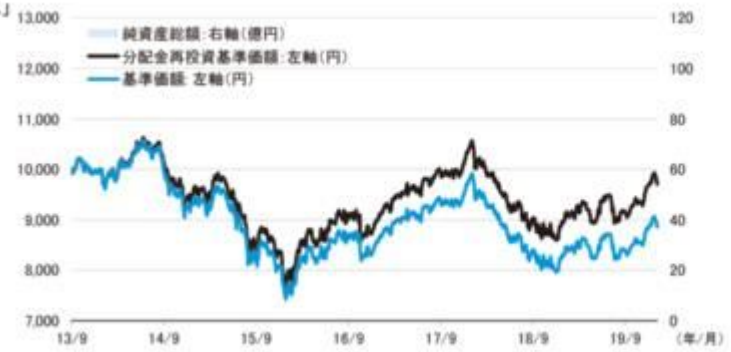

「Dコース」

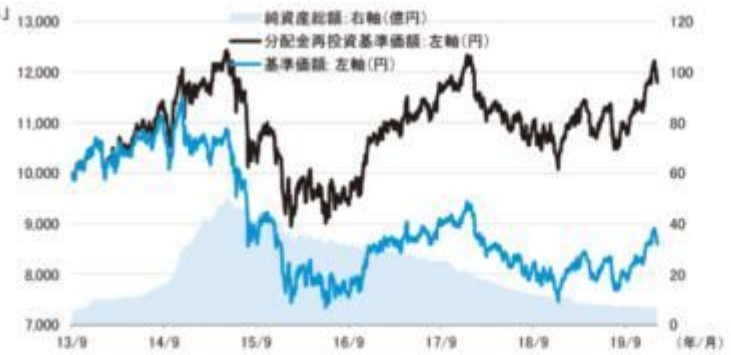

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配金の推移

第13期	2019年12月	0円
第12期	2019年6月	0円
第11期	2018年12月	0円
第10期	2018年6月	0円
第9期	2017年12月	0円
	設定来累計	0円

第13期	2019年12月	0円
第12期	2019年6月	0円
第11期	2018年12月	0円
第10期	2018年6月	0円
第9期	2017年12月	0円
	設定来累計	0円

第76期	2020年1月	10円
第75期	2019年12月	10円
第74期	2019年11月	10円
第73期	2019年10月	10円
第72期	2019年9月	10円
第71期	2019年8月	10円
	直近1年間累計	120円
	設定来累計	820円

第76期	2020年1月	10円
第75期	2019年12月	10円
第74期	2019年11月	10円
第73期	2019年10月	10円
第72期	2019年9月	10円
第71期	2019年8月	10円
	直近1年間累計	120円
	設定来累計	3,020円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況（2020年1月31日現在）

「Aコース」「Cコース」

<キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）の主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ETOP（クラスCfdh－JPY）」	99.90
2	「日本短期債券ファンド」	0.06

「Bコース」「Dコース」

<キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）の主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ETOP（クラスCfd）」	99.28
2	「日本短期債券ファンド」	0.71

<各コースが実質的に投資する外国投資信託（ETOP）の主要な資産の状況等>

（2020年1月31日現在）

資産別構成比率

資産	投資比率(%)
株式	42.97
先進国通貨建て国債	23.20
現地通貨建て国債	21.71
社債	5.61
インフレ連動債	2.64
その他債券	－
現金等	3.86

通貨別構成比率

通貨名	投資比率(%)
米ドル	33.22
ユーロ	6.18
インドルピー	6.06
香港ドル	5.82
ブラジルレアル	5.78
その他通貨	39.07
現金等	3.86

地域別構成比率

地域名	投資比率(%) 株式	債券	合計
アジア	19.13	9.72	28.85
中南米	6.64	17.54	24.18
欧州	8.35	13.22	21.58
太平洋地域	4.35	2.69	7.04
中東	0.92	1.89	2.81
アフリカ	1.88	6.77	8.66
北米	1.69	1.33	3.02

国別構成比率

国名	投資比率(%) 株式	債券	合計
中国	6.73	4.10	10.83
ブラジル	4.83	2.46	7.29
ロシア	3.49	3.02	6.50
メキシコ	0.86	5.61	6.47
インド	5.06	1.00	6.06
その他国	22.01	36.97	58.98

以下は、各コースが実質的に投資する外国投資信託の株式部分の上位10銘柄です。

上位10銘柄（株式）

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング（TSMC）	台湾	情報技術	1.62
2	サムスン電子	韓国	情報技術	1.51
3	AIAグループ	香港	金融	1.20
4	アリババ・グループ	中国	一般消費財・サービス	1.00
5	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	英国	生活必需品	0.99
6	バンク・セントラル・アジア	インドネシア	金融	0.99
7	ディスカバリー	南アフリカ	金融	0.95
8	アルロサ	ロシア	素材	0.95
9	ジェーツキー・ミール	ロシア	一般消費財・サービス	0.93
10	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーション・サービス	0.88

以下は、各コースが実質的に投資する外国投資信託の債券部分の上位10銘柄です。

上位10銘柄（債券）

順位	銘柄名	国名/地域名	通貨名	クーポン(%)	満期	投資比率(%)
1	マレーシア国債	マレーシア	マレーシアリンギット	4.893	2038年6月8日	1.55
2	チュニジア中央銀行債	チュニジア	ユーロ	6.75	2023年10月31日	1.08
3	中国国債	中国	中国元	3.86	2049年7月22日	1.07
4	メキシコ国債	メキシコ	メキシコペソ	10.0	2024年12月5日	1.03
5	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA SR UNSEC REG S FRN (L+60) 06-08-20	中国	米ドル	2.485	2020年6月8日	1.03
6	米国債	米国	米ドル	2.875	2049年5月15日	1.02
7	南アフリカ国債	南アフリカ	南アフリカランド	8.75	2048年2月28日	0.92
8	PEMEX MXN 7.47% 11-12-26	メキシコ	メキシコペソ	7.47	2026年11月12日	0.91
9	ロシア国債	ロシア	ロシアルーブル	7.25	2034年5月10日	0.90
10	ドミニカ共和国国債	ドミニカ共和国	米ドル	5.95	2027年1月25日	0.81

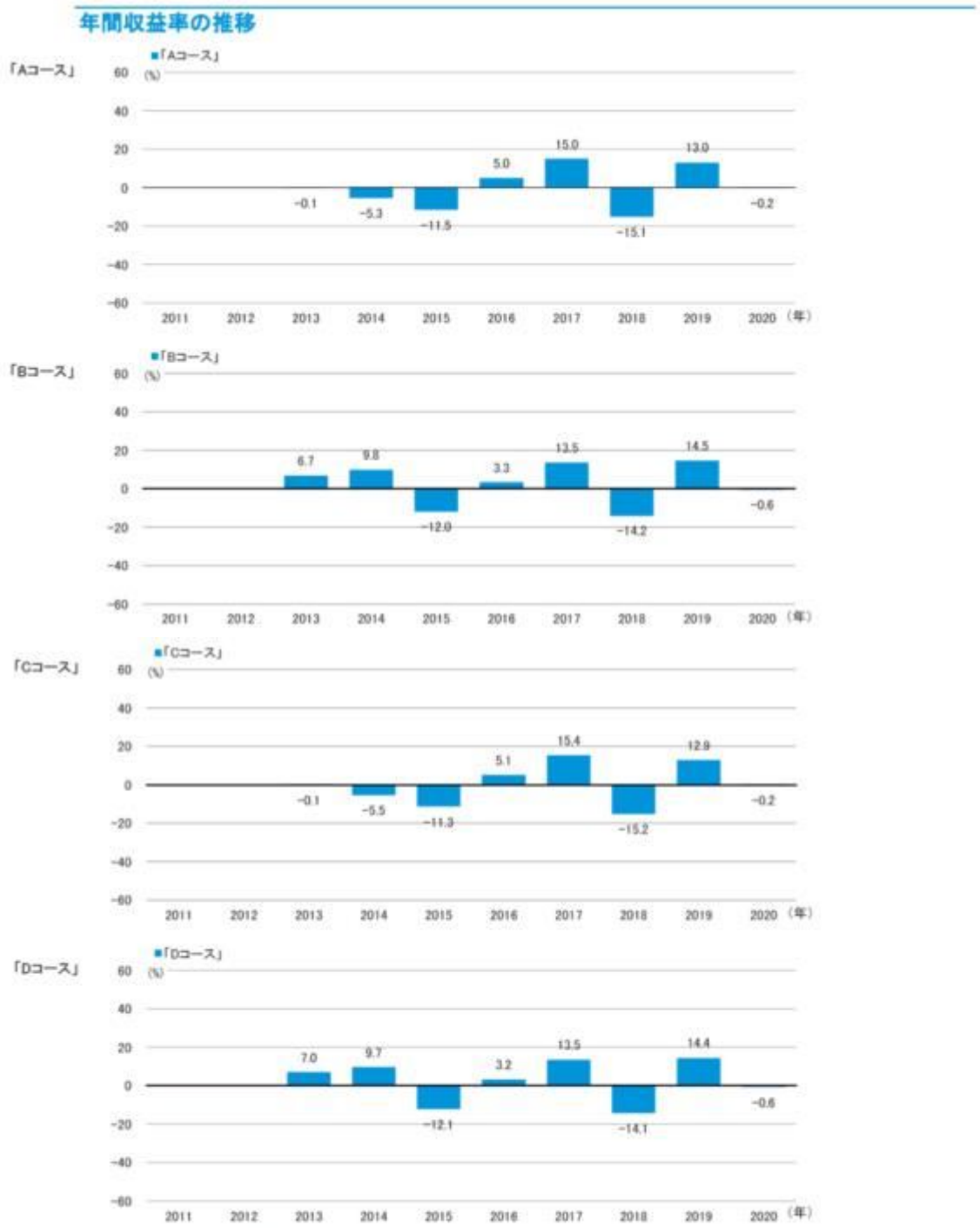

ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。
2013年は設定日（2013年9月26日）から年末までの、2020年は年初から1月末までの収益率を表示。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得の申込みは、販売会社で受付けます。
・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（２）取得の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日にあたる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。ただし、収益分配金を再投資する場合は除きます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（＊２）原則として、午後３時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことができます。

・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（３）収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の２つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、１口単位で取得することができます。

（５）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（６）申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資には、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（７）「Ａコース」「Ｂコース」間および「Ｃコース」「Ｄコース」間で、無手数料のスイッチングが可能です。

・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。

・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。

・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込みは、販売会社で受付けます。
・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（２）換金の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。
（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日にあたる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
（＊２）原則として、午後３時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記（４）の規定に準じて計算された価額とします。
・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
（３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
（４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
（５）換金手数料は、かかりません。
（６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して６営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算
信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。
②有価証券等の評価基準および評価方法等
マザーファンドについては、基準価額で評価します。
外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価

します。
（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）
主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。
（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

③基準価額の照会方法
基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Ａコースは「エマストＡ」、Ｂコースは「エマストＢ」、Ｃコースは「エマストＣ」、Ｄコースは「エマストＤ」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

④運用報告書
委託会社は、６月および12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2013年９月26日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

「Ａコース」「Ｂコース」原則として毎年６月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年６月20日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2013年12月20日までとします。
上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

「Ｃコース」「Ｄコース」原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2013年10月21日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。
上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）
a.委託会社は、信託期間中において、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社

は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

e.上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託者の辞任および解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b.委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属す

るときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

e.書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a.受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。

b.販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

a.他の受益者の氏名または名称および住所

b.他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

４【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（６）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2019年6月21日から2019年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年6月21日から2019年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 2019年6月20日現在	第13期 2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,976,001	2,880,230
親投資信託受益証券	304,029,357	304,898,297
未収入金	-	790,000
流動資産合計	307,005,358	308,568,527
資産合計	307,005,358	308,568,527
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	768,780
未払受託者報酬	39,557	41,022
未払委託者報酬	2,531,569	2,625,259
未払利息	8	8
その他未払費用	73,198	75,288
流動負債合計	2,644,332	3,510,357
負債合計	2,644,332	3,510,357
純資産の部		
元本等		
元本	328,921,394	317,315,472
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,560,368	△12,257,302
元本等合計	304,361,026	305,058,170
純資産合計	304,361,026	305,058,170
負債純資産合計	307,005,358	308,568,527

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自　2018年12月21日 至　2019年6月20日	第13期 自　2019年6月21日 至　2019年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	22,347,332	14,110,208
営業収益合計	22,347,332	14,110,208
営業費用		
支払利息	370	231
受託者報酬	39,557	41,022
委託者報酬	2,531,569	2,625,259
その他費用	73,198	75,288
営業費用合計	2,644,694	2,741,800
営業利益又は営業損失（△）	19,702,638	11,368,408
経常利益又は経常損失（△）	19,702,638	11,368,408
当期純利益又は当期純損失（△）	19,702,638	11,368,408
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	318,097	△77,488
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△43,622,447	△24,560,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,023,929	1,444,839
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,023,929	1,444,839
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,346,391	587,669
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,346,391	587,669
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,560,368	△12,257,302

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12期 2019年6月20日現在	第13期 2019年12月20日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	328,921,394口	317,315,472口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 24,560,368円	元本の欠損 12,257,302円
３．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9253円 (1万口当たり純資産額) (9,253円)	1口当たり純資産額 0.9614円 (1万口当たり純資産額) (9,614円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期
自 2018年12月21日
至 2019年6月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,381,575円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	24,873,489円
分配準備積立金額	D	22,279,237円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,534,301円
当ファンドの期末残存口数	F	328,921,394口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,597.15円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第13期
自 2019年6月21日
至 2019年12月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,611,360円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	24,666,092円
分配準備積立金額	D	26,060,090円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,337,542円
当ファンドの期末残存口数	F	317,315,472口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,806.94円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13期 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13期 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12期 2019年6月20日現在	第13期 2019年12月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	21,816,921	14,088,635
合計	21,816,921	14,088,635

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第12期 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13期 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
期首元本額	322,496,198円	328,921,394円
期中追加設定元本額	14,044,478円	7,724,593円
期中一部解約元本額	7,619,282円	19,330,515円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	280,650,127	304,898,297	
合計		280,650,127	304,898,297	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 2019年6月20日現在	第13期 2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,228,507	31,573,372
親投資信託受益証券	1,565,974,586	1,435,779,194
未収入金	1,100,000	3,000,000
流動資産合計	1,583,303,093	1,470,352,566
資産合計	1,583,303,093	1,470,352,566
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,150,294	19,680,940
未払受託者報酬	217,625	203,875
未払委託者報酬	13,928,140	13,048,335
未払利息	44	90
その他未払費用	402,957	374,490
流動負債合計	15,699,060	33,307,730
負債合計	15,699,060	33,307,730
純資産の部		
元本等		
元本	1,419,704,401	1,221,709,944
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	147,899,632	215,334,892
元本等合計	1,567,604,033	1,437,044,836
純資産合計	1,567,604,033	1,437,044,836
負債純資産合計	1,583,303,093	1,470,352,566

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自　2018年12月21日 至　2019年6月20日	第13期 自　2019年6月21日 至　2019年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	81,990,674	106,838,803
営業収益合計	81,990,674	106,838,803
営業費用		
支払利息	2,185	2,496
受託者報酬	217,625	203,875
委託者報酬	13,928,140	13,048,335
その他費用	402,957	374,490
営業費用合計	14,550,907	13,629,196
営業利益又は営業損失（△）	67,439,767	93,209,607
経常利益又は経常損失（△）	67,439,767	93,209,607
当期純利益又は当期純損失（△）	67,439,767	93,209,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,820,029	5,421,596
期首剰余金又は期首欠損金（△）	90,561,845	147,899,632
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,182,077	4,402,311
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,182,077	4,402,311
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,464,028	24,755,062
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,464,028	24,755,062
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	147,899,632	215,334,892

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12期 2019年6月20日現在	第13期 2019年12月20日現在
１．　当該計算期間の末日における受益権の総数	1,419,704,401口	1,221,709,944口
２．　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額　1.1042円 (1万口当たり純資産額)　(11,042円)	1口当たり純資産額　1.1763円 (1万口当たり純資産額)　(11,763円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期
自 2018年12月21日
至 2019年6月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,653,410円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	176,890,971円
分配準備積立金額	D	192,341,308円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	395,885,689円
当ファンドの期末残存口数	F	1,419,704,401口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,788.49円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第13期
自 2019年6月21日
至 2019年12月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,901,405円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	157,900,922円
分配準備積立金額	D	182,973,001円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	373,775,328円
当ファンドの期末残存口数	F	1,221,709,944口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,059.42円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13期 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13期 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12期 2019年6月20日現在	第13期 2019年12月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	76,036,794	100,226,439
合計	76,036,794	100,226,439

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第12期 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13期 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
期首元本額	1,513,194,016円	1,419,704,401円
期中追加設定元本額	46,858,223円	39,593,382円
期中一部解約元本額	140,347,838円	237,587,839円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	1,090,603,262	1,435,779,194	
合計		1,090,603,262	1,435,779,194	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12特定期間 2019年6月20日現在	第13特定期間 2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,572	33,814
親投資信託受益証券	12,066,330	12,368,730
未収入金	-	1,000
流動資産合計	12,113,902	12,403,544
資産合計	12,113,902	12,403,544
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,141	14,044
未払受託者報酬	275	270
未払委託者報酬	17,173	17,449
その他未払費用	484	484
流動負債合計	32,073	32,247
負債合計	32,073	32,247
純資産の部		
元本等		
元本	14,141,917	14,044,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,060,088	△1,672,762
元本等合計	12,081,829	12,371,297
純資産合計	12,081,829	12,371,297
負債純資産合計	12,113,902	12,403,544

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12特定期間 自　2018年12月21日 至　2019年6月20日	第13特定期間 自　2019年6月21日 至　2019年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	893,255	569,830
営業収益合計	893,255	569,830
営業費用		
支払利息	2	-
受託者報酬	1,599	1,635
委託者報酬	100,940	104,158
その他費用	2,869	2,926
営業費用合計	105,410	108,719
営業利益又は営業損失（△）	787,845	461,111
経常利益又は経常損失（△）	787,845	461,111
当期純利益又は当期純損失（△）	787,845	461,111
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△356	△545
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,732,068	△2,060,088
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,822	46,021
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,822	46,021
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,763	35,953
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,763	35,953
分配金	84,280	84,398
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,060,088	△1,672,762

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12特定期間 2019年6月20日現在		第13特定期間 2019年12月20日現在	
１．　当該特定期間の末日における受益権の総数		14,141,917口		14,044,059口
２．　投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	2,060,088円	元本の欠損	1,672,762円
３．　当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.8543円	1口当たり純資産額	0.8809円
	(1万口当たり純資産額)	(8,543円)	(1万口当たり純資産額)	(8,809円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12特定期間
自　2018年12月21日
至　2019年6月20日

分配金の計算過程

第64期

自　2018年12月21日

至　2019年1月21日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,380円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	713,910円
分配準備積立金額	D	504,830円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,252,120円
当ファンドの期末残存口数	F	13,964,858口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	896.60円
1万口当たり分配金額	H	10円

第13特定期間
自　2019年6月21日
至　2019年12月20日

分配金の計算過程

第70期

自　2019年6月21日

至　2019年7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,988円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	737,295円
分配準備積立金額	D	631,370円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,423,653円
当ファンドの期末残存口数	F	14,203,531口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,002.31円
1万口当たり分配金額	H	10円

第12特定期間
自 2018年12月21日
至 2019年6月20日

収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,964円

第65期
自　2019年1月22日
至　2019年2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	714,445円
分配準備積立金額	D	524,246円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,265,280円
当ファンドの期末残存口数	F	13,970,202口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	905.68円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,970円

第66期
自　2019年2月21日
至　2019年3月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,079円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	719,167円
分配準備積立金額	D	536,815円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,295,061円
当ファンドの期末残存口数	F	14,021,429口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	923.62円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,021円

第67期
自　2019年3月21日
至　2019年4月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,848円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	726,041円
分配準備積立金額	D	561,868円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,314,757円
当ファンドの期末残存口数	F	14,095,878口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	932.70円

第13特定期間
自 2019年6月21日
至 2019年12月20日

収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,203円

第71期
自　2019年7月23日
至　2019年8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,966円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	726,167円
分配準備積立金額	D	661,267円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,427,400円
当ファンドの期末残存口数	F	13,979,068口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,021.07円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,979円

第72期
自　2019年8月21日
至　2019年9月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	59,208円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	731,409円
分配準備積立金額	D	687,252円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,477,869円
当ファンドの期末残存口数	F	14,029,625口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,053.38円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,029円

第73期
自　2019年9月21日
至　2019年10月21日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,886円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	734,461円
分配準備積立金額	D	732,431円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,508,778円
当ファンドの期末残存口数	F	14,057,999口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,073.24円

第12特定期間
自 2018年12月21日
至 2019年6月20日

1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,095円

第68期
自　2019年4月23日
至　2019年5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,641円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	―円
収益調整金額	C	726,234円
分配準備積立金額	D	574,159円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,340,034円
当ファンドの期末残存口数	F	14,089,750口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	951.05円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,089円

第69期
自　2019年5月21日
至　2019年6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,800円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	―円
収益調整金額	C	731,241円
分配準備積立金額	D	599,711円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,376,752円
当ファンドの期末残存口数	F	14,141,917口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	973.51円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,141円

第13特定期間
自 2019年6月21日
至 2019年12月20日

1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,057円

第74期
自　2019年10月22日
至　2019年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,289円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	―円
収益調整金額	C	737,566円
分配準備積立金額	D	760,241円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,542,096円
当ファンドの期末残存口数	F	14,086,071口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,094.75円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,086円

第75期
自　2019年11月21日
至　2019年12月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,449円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	―円
収益調整金額	C	739,624円
分配準備積立金額	D	783,937円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,575,010円
当ファンドの期末残存口数	F	14,044,059口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,121.46円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	14,044円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第12特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13特定期間 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第12特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13特定期間 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12特定期間 2019年6月20日現在	第13特定期間 2019年12月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	475,996	366,598
合計	475,996	366,598

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第12特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13特定期間 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
期首元本額	13,935,987円	14,141,917円
期中追加設定元本額	218,787円	249,096円
期中一部解約元本額	12,857円	346,954円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	11,385,061	12,368,730	
合計		11,385,061	12,368,730	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12特定期間 2019年6月20日現在	第13特定期間 2019年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,592,096	3,783,740
親投資信託受益証券	777,671,799	659,958,770
流動資産合計	780,263,895	663,742,510
資産合計	780,263,895	663,742,510
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	959,524	770,389
未払解約金	24	1,799,674
未払受託者報酬	17,925	15,284
未払委託者報酬	1,147,223	978,329
未払利息	7	10
その他未払費用	33,184	27,783
流動負債合計	2,157,887	3,591,469
負債合計	2,157,887	3,591,469
純資産の部		
元本等		
元本	959,524,762	770,389,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△181,418,754	△110,238,512
元本等合計	778,106,008	660,151,041
純資産合計	778,106,008	660,151,041
負債純資産合計	780,263,895	663,742,510

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12特定期間 自　2018年12月21日 至　2019年6月20日	第13特定期間 自　2019年6月21日 至　2019年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	53,241,678	50,283,826
営業収益合計	53,241,678	50,283,826
営業費用		
支払利息	2,259	1,277
受託者報酬	124,220	98,925
委託者報酬	7,950,179	6,331,697
その他費用	229,981	181,703
営業費用合計	8,306,639	6,613,602
営業利益又は営業損失（△）	44,935,039	43,670,224
経常利益又は経常損失（△）	44,935,039	43,670,224
当期純利益又は当期純損失（△）	44,935,039	43,670,224
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,966,924	1,112,142
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△299,025,660	△181,418,754
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,456,382	34,658,714
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,456,382	34,658,714
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,095,282	775,774
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,095,282	775,774
分配金	6,722,309	5,260,780
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△181,418,754	△110,238,512

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12特定期間 2019年6月20日現在		第13特定期間 2019年12月20日現在	
１．　当該特定期間の末日における受益権の総数		959,524,762口		770,389,553口
２．　投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	181,418,754円	元本の欠損	110,238,512円
３．　当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.8109円	1口当たり純資産額	0.8569円
	(1万口当たり純資産額)	(8,109円)	(1万口当たり純資産額)	(8,569円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12特定期間
自　2018年12月21日
至　2019年6月20日

分配金の計算過程

第64期

自　2018年12月21日

至　2019年1月21日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,936,261円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	40,962,116円
分配準備積立金額	D	4,765,697円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,664,074円
当ファンドの期末残存口数	F	1,373,427,803口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	354.30円
1万口当たり分配金額	H	10円

第13特定期間
自　2019年6月21日
至　2019年12月20日

分配金の計算過程

第70期

自　2019年6月21日

至　2019年7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,437,836円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	28,372,385円
分配準備積立金額	D	11,707,962円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43,518,183円
当ファンドの期末残存口数	F	949,520,182口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	458.30円
1万口当たり分配金額	H	10円

第12特定期間
自 2018年12月21日
至 2019年6月20日

収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,373,427円

第65期
自　2019年1月22日
至　2019年2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,550,768円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	39,565,719円
分配準備積立金額	D	6,108,122円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,224,609円
当ファンドの期末残存口数	F	1,326,404,190口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	363.57円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,326,404円

第66期
自　2019年2月21日
至　2019年3月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,054,952円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	31,215,943円
分配準備積立金額	D	5,778,310円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,049,205円
当ファンドの期末残存口数	F	1,046,210,239口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	382.80円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,046,210円

第67期
自　2019年3月21日
至　2019年4月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,094,692円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	30,218,541円
分配準備積立金額	D	7,529,899円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,843,132円
当ファンドの期末残存口数	F	1,012,503,958口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	393.49円

第13特定期間
自 2019年6月21日
至 2019年12月20日

収益分配金金額	I=F×H/10,000	949,520円

第71期
自　2019年7月23日
至　2019年8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,500,110円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	27,016,024円
分配準備積立金額	D	13,503,191円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43,019,325円
当ファンドの期末残存口数	F	903,735,849口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	476.00円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	903,735円

第72期
自　2019年8月21日
至　2019年9月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,789,182円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	26,936,712円
分配準備積立金額	D	15,030,747円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,756,641円
当ファンドの期末残存口数	F	900,492,007口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	508.11円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	900,492円

第73期
自　2019年9月21日
至　2019年10月21日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,649,403円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	26,898,405円
分配準備積立金額	D	17,870,390円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,418,198円
当ファンドの期末残存口数	F	898,687,295口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	527.62円

第12特定期間
自 2018年12月21日
至 2019年6月20日

1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,012,503円

第68期
自　2019年4月23日
至　2019年5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,770,032円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	29,980,319円
分配準備積立金額	D	8,536,685円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,287,036円
当ファンドの期末残存口数	F	1,004,241,494口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	411.11円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,004,241円

第69期
自　2019年5月21日
至　2019年6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,967,104円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	28,658,155円
分配準備積立金額	D	9,833,525円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,458,784円
当ファンドの期末残存口数	F	959,524,762口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	432.07円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	959,524円

第13特定期間
自 2019年6月21日
至 2019年12月20日

1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	898,687円

第74期
自　2019年10月22日
至　2019年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,483,144円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	25,095,945円
分配準備積立金額	D	18,282,183円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,861,272円
当ファンドの期末残存口数	F	837,957,634口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	547.28円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	837,957円

第75期
自　2019年11月21日
至　2019年12月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,878,711円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円
収益調整金額	C	23,087,303円
分配準備積立金額	D	18,307,841円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,273,855円
当ファンドの期末残存口数	F	770,389,553口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	574.68円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	770,389円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第12特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13特定期間 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第12特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13特定期間 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12特定期間 2019年6月20日現在	第13特定期間 2019年12月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	18,594,567	25,265,416
合計	18,594,567	25,265,416

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第12特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年6月20日	第13特定期間 自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
期首元本額	1,385,510,075円	959,524,762円
期中追加設定元本額	5,577,797円	4,114,890円
期中一部解約元本額	431,563,110円	193,250,099円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	501,297,965	659,958,770	
合計		501,297,965	659,958,770	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）」、及び「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日及び特定期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2019年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	862

	2019年12月20日現在
投資信託受益証券	4,881,227
投資証券	7,012,820,297
未収入金	2,514,000
流動資産合計	7,020,216,386
資産合計	7,020,216,386
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,491,000
流動負債合計	2,491,000
負債合計	2,491,000
純資産の部	
元本等	
元本	6,459,696,563
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	558,028,823
元本等合計	7,017,725,386
純資産合計	7,017,725,386
負債純資産合計	7,020,216,386

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2019年12月20日現在
1．　計算日における受益権の総数		6,459,696,563口
2．　計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0864円
	(1万口当たり純資産額)	(10,864円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。

項目	自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	2019年12月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△4,168
投資証券	148,140,642
合計	148,136,474

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間及び特定期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年12月20日現在
同計算期間及び特定期間の期首元本額	7,251,566,837円
同計算期間及び特定期間の追加設定元本額	396,639,394円
同計算期間及び特定期間の一部解約元本額	1,188,509,668円
計算日の元本額※	6,459,696,563円
※元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）	280,650,127円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）	11,385,061円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＦ（米ドル売り円買い）	6,167,661,375円

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考

投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,631,585.00	4,881,227	
投資信託受益証券 合計		4,631,585.00	4,881,227	
投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCfdh-JPY）	8,299,195.618	7,012,820,297	
投資証券 合計		8,299,195.618	7,012,820,297	
合計		12,930,780.618	7,017,701,524	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）」、及び「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日及び特定期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2019年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	305
投資信託受益証券	14,281,350
投資証券	2,077,653,038
未収入金	6,800,000
流動資産合計	2,098,734,693
資産合計	2,098,734,693
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,000,000
流動負債合計	3,000,000
負債合計	3,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	1,591,901,227
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	503,833,466
元本等合計	2,095,734,693
純資産合計	2,095,734,693
負債純資産合計	2,098,734,693

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2019年12月20日現在	
1．　計算日における受益権の総数		1,591,901,227口
2．　計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.3165円
	(1万口当たり純資産額)	(13,165円)

（金融商品に関する注記）
1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年6月21日 至 2019年12月20日
１.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2019年12月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△12,196
投資証券	93,433,873
合計	93,421,677

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間及び特定期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年12月20日現在
同計算期間及び特定期間の期首元本額	1,912,556,215円
同計算期間及び特定期間の追加設定元本額	40,526,832円
同計算期間及び特定期間の一部解約元本額	361,181,820円
計算日の元本額※	1,591,901,227円
※元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）	1,090,603,262円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）	501,297,965円

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	13,550,954.00	14,281,350	
投資信託受益証券 合計		13,550,954.00	14,281,350	
投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCfd）	2,017,138.872	2,077,653,038	
投資証券 合計		2,017,138.872	2,077,653,038	
合計		15,568,092.872	2,091,934,388	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」、及び「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」は、円建ての「キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）」（ルクセンブルク籍外国投資法人（以下、当外国投資法人といいます。）の発行する外国投資証券）を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド （ＣＩＰ） については、2018年3月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」、及び「損益および純資産変動計算書」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）

投資明細表

2018年3月31日現在

投資銘柄	通貨	数量/額面	評価額（USD）	投資比率（%）
公的取引所に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
債券				
Argentina				
Argentina Government Bond 6.875% 22/04/2021	USD	21,730,000	23,074,544	0.86
Argentina Government Bond 4.625% 11/01/2023	USD	21,820,000	21,061,973	0.78
Argentina Government Bond 3.375% 15/01/2023	EUR	9,000,000	10,984,350	0.41
Argentina Government Bond 7.5% 22/04/2026	USD	25,520,000	27,319,160	1.01
Argentina Government Bond, FRN 27.25% 21/06/2020	ARS	250,023,000	13,199,732	0.49
Argentina Treasury Bill 0% 13/04/2018	USD	5,000,000	4,995,360	0.19
Argentina Treasury Bill 0% 13/04/2018	USD	7,600,000	7,594,566	0.28
Argentina Treasury Bill 0% 27/04/2018	USD	3,637,616	3,629,412	0.13
Argentina Treasury Bill 0% 24/05/2018	USD	20,769,403	20,684,513	0.77
Argentina Treasury Bill 0% 11/05/2018	USD	526,000	524,655	0.02
Argentina Treasury Bill 0% 15/06/2018	USD	18,902,652	18,791,688	0.70
Argentina Treasury Bill 0% 29/06/2018	USD	9,144,688	9,080,917	0.34
Argentina Treasury Bill 0% 13/07/2018	USD	24,381,316	24,191,301	0.90
Argentina Treasury Bill 0% 27/07/2018	USD	10,549,668	10,476,699	0.39
Argentina Treasury Bill 0% 10/08/2018	USD	5,902,297	5,859,561	0.22
Argentina Treasury Bill 0% 14/09/2018	ARS	281,584,500	14,018,332	0.52
Argentina Treasury BONCER 2.5% 22/07/2021	ARS	218,000,000	15,146,122	0.56
Argentine Bonos del Tesoro 16% 17/10/2023	ARS	38,900,500	1,891,386	0.07
YPF SA, Reg. S 8.5% 28/07/2025	USD	3,270,000	3,617,699	0.13
			236,141,970	8.77
Armenia				
Armenia Government Bond, Reg. S 6% 30/09/2020	USD	8,498,000	8,819,224	0.33
			8,819,224	0.33
Bahrain				
Bahrain Government Bond, Reg. S 6.75% 20/09/2029	USD	29,329,000	27,466,022	1.02
Bahrain Government Bond, Reg. S 7.5% 20/09/2047	USD	2,200,000	2,013,000	0.07
			29,479,022	1.09
Brazil				
Brazil Letras do Tesouro Nacional 0% 01/07/2020	BRL	3,000,000	772,614	0.03
Brazil Notas do Tesouro Nacional 6% 15/08/2018	BRL	4,435,000	4,167,245	0.15
Brazil Notas do Tesouro Nacional 100% 01/01/2021	BRL	10,500,000	33,424,272	1.24
Brazil Notas do Tesouro Nacional 10% 01/01/2025	BRL	63,600,000	20,009,129	0.74

Brazil Notas do Tesouro Nacional 10% 01/01/2027	BRL	7,400,000	2,316,088	0.09
BRAZIL NTNB, FRN 183.228% 15/08/2024	BRL	440,000	4,451,388	0.17
Cemig Geracao e Transmissao SA, Reg. S 9.25% 05/12/2024	USD	12,905,000	13,914,816	0.52
Vale Overseas Ltd. 6.25% 10/08/2026	USD	4,095,000	4,597,866	0.17
			83,653,418	3.11
Chile				
Banco Santander Chile, Reg. S, FRN 3.91% 07/06/2018	USD	7,660,000	7,686,810	0.29
Emgesa SA ESP, Reg. S 8.75% 25/01/2021	COP	2,937,000,000	1,104,193	0.04
			8,791,003	0.33
China				
Bank of China Ltd., Reg. S 1.875% 09/11/2019	USD	6,100,000	5,983,923	0.22
China Development Bank Corp., Reg. S, FRN 2.575% 06/03/2020	USD	5,725,000	5,731,526	0.21
Export－Import Bank of China, Reg. S, FRN 2.647% 08/06/2020	USD	15,275,000	15,306,925	0.57
State Grid Overseas Investment 2014 Ltd., Reg. S 2.75% 07/05/2019	USD	8,000,000	7,984,921	0.30
			35,007,295	1.30
Colombia				
Ecopetrol SA 5.875% 18/09/2023	USD	3,210,000	3,442,725	0.13
Ecopetrol SA 5.375% 26/06/2026	USD	8,026,000	8,383,157	0.31
			11,825,882	0.44
Dominican Republic				
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 5.5% 27/01/2025	USD	8,865,000	9,143,893	0.34
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 6.875% 29/01/2026	USD	400,000	444,724	0.02
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 5.95% 25/01/2027	USD	6,017,000	6,302,808	0.23
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 6.85% 27/01/2045	USD	6,430,000	6,952,437	0.26
			22,843,862	0.85
Egypt				
Arab Republic of Egypt 18.4% 30/05/2024	EGP	80,150,000	5,199,912	0.19
Arab Republic of Egypt 15.9% 09/09/2024	EGP	375,875,000	22,357,207	0.83
			27,557,119	1.02
Guatemala				
Guatemala Government Bond, Reg. S 4.5% 03/05/2026	USD	2,300,000	2,283,325	0.09
Guatemala Government Bond, Reg. S 4.375% 05/06/2027	USD	3,150,000	3,071,250	0.11
			5,354,575	0.20
Honduras				
Honduras Government Bond, Reg. S 8.75% 16/12/2020	USD	3,720,000	4,124,141	0.15
Honduras Government Bond, Reg. S 7.5% 15/03/2024	USD	1,920,000	2,121,600	0.08
Honduras Government Bond, Reg. S 6.25% 19/01/2027	USD	6,885,000	7,311,663	0.27

			13,557,404	0.50
Hungary				
Hungary Government Bond 5.75% 22/11/2023	USD	17,940,000	19,851,507	0.74
			19,851,507	0.74
India				
India Government Bond 8.6% 02/06/2028	INR	975,800,000	15,870,176	0.59
			15,870,176	0.59
Indonesia				
Indonesia Government Bond, Reg. S 3.75% 25/04/2022	USD	1,300,000	1,304,623	0.05
Indonesia Government Bond, Reg. S 4.125% 15/01/2025	USD	14,600,000	14,743,722	0.55
Indonesia Government Bond, Reg. S 4.75% 08/01/2026	USD	8,330,000	8,721,435	0.32
			24,769,780	0.92
Kenya				
Kenya Government Bond 12.5% 18/11/2024	KES	715,000,000	7,517,147	0.28
Kenya Government Bond, Reg. S 5.875% 24/06/2019	USD	10,375,000	10,664,058	0.40
			18,181,205	0.68
Mexico				
Comision Federal de Electricidad 7.35% 25/11/2025	MXN	23,320,000	1,173,476	0.04
Mexican Bonos 8% 11/06/2020	MXN	84,000,000	4,697,254	0.17
Mexican Bonos 10% 05/12/2024	MXN	228,850,000	14,453,300	0.54
Mexican Bonos 5.75% 05/03/2026	MXN	93,500,000	4,675,000	0.17
Mexican Udibonos 4.5% 04/12/2025	MXN	7,300,000	2,568,933	0.10
Petroleos Mexicanos 7.47% 12/11/2026	MXN	194,000,000	9,452,719	0.35
Red de Carreteras de Occidente SAPIB de CV, Reg. S 9% 10/06/2028	MXN	73,470,000	3,915,507	0.15
			40,936,189	1.52
Netherlands				
IHS Netherlands Holdco BV, Reg. S 9.5% 27/10/2021	USD	3,650,000	3,839,041	0.14
			3,839,041	0.14
Nigeria				
Federal Republic of Nigeria 14.5% 15/07/2021	NGN	4,026,530,000	11,457,715	0.43
Federal Republic of Nigeria 16.288% 17/03/2027	NGN	1,715,000,000	5,393,198	0.20
			16,850,913	0.63
Pakistan				
Pakistan Government Bond, Reg. S 7.25% 15/04/2019	USD	5,560,000	5,675,337	0.21
Second Pakistan International Sukuk Co. Ltd. (The), Reg. S 6.75% 03/12/2019	USD	24,220,000	24,774,783	0.92
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd. (The), Reg. S 5.5% 13/10/2021	USD	14,380,000	14,156,434	0.53
			44,606,554	1.66
Panama				
ENA Norte Trust, Reg. S 4.95% 25/04/2028	USD	3,184,991	3,273,374	0.12
Panama Government Bond 7.125% 29/01/2026	USD	3,200,000	3,960,000	0.15
Panama Government Bond 4.5% 15/05/2047	USD	6,700,000	6,817,250	0.25

			14,050,624	0.52
Paraguay				
Paraguay Government Bond, Reg. S 4.7% 27/03/2027	USD	8,740,000	8,871,100	0.33
			8,871,100	0.33
Peru				
Peru Government Bond, Reg. S, 144A 6.15% 12/08/2032	PEN	18,755,000	6,418,634	0.24
			6,418,634	0.24
Poland				
Poland Government Bond 0% 25/04/2019	PLN	67,000,000	19,305,450	0.72
Poland Government Bond 5.75% 23/09/2022	PLN	2,500,000	839,723	0.03
Poland Government Bond 3.25% 25/07/2025	PLN	64,750,000	19,380,076	0.72
			39,525,249	1.47
Russian Federation				
Russian Federal Bond ー OFZ 7.6% 14/04/2021	RUB	754,600,000	13,620,170	0.51
Russian Federal Bond ー OFZ 7.5% 18/08/2021	RUB	737,500,000	13,304,159	0.49
Russian Federal Bond ー OFZ 7% 25/01/2023	RUB	2,342,752,000	41,947,887	1.56
Russian Federal Bond ー OFZ 7.05% 19/01/2028	RUB	240,000,000	4,223,874	0.16
			73,096,090	2.72
Saudi Arabia				
Saudi Government Bond, Reg. S 3.25% 26/10/2026	USD	12,600,000	11,820,778	0.44
			11,820,778	0.44
Slovenia				
Slovenia Government Bond, Reg. S 4.75% 10/05/2018	USD	12,140,000	12,174,271	0.45
			12,174,271	0.45
South Africa				
Myriad International Holdings BV, Reg. S 5.5% 21/07/2025	USD	2,800,000	2,977,254	0.11
South Africa Government Bond 7.75% 28/02/2023	ZAR	29,300,000	2,514,151	0.09
South Africa Government Bond 6.25% 31/03/2036	ZAR	44,400,000	2,924,131	0.11
			8,415,536	0.31
South Korea				
Exportー Import Bank of Korea 1.5% 21/10/2019	USD	4,060,000	3,970,712	0.15
			3,970,712	0.15
Spain				
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA, Reg. S, FRN 0.271% 12/04/2022	EUR	9,700,000	12,080,690	0.45
			12,080,690	0.45
Sri Lanka				
National Savings Bank, Reg. S 8.875% 18/09/2018	USD	46,150,000	47,001,467	1.75
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6% 14/01/2019	USD	7,600,000	7,747,387	0.29
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 5.75% 18/01/2022	USD	4,080,000	4,135,296	0.15
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 5.875% 25/07/2022	USD	3,640,000	3,698,899	0.14
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.825% 18/07/2026	USD	5,138,000	5,294,915	0.20

Sri Lanka Government Bond, Reg. S 6.2% 11/05/2027	USD	14,555,000	14,353,573	0.53
			82,231,537	3.06
Turkey				
Turkey Government Bond 9.5% 12/01/2022	TRY	17,050,000	3,837,579	0.14
Turkey Government Bond 3% 23/02/2022	TRY	42,070,000	17,581,897	0.65
Turkey Government Bond 11% 02/03/2022	TRY	17,077,000	4,025,451	0.15
Turkey Government Bond 6.25% 26/09/2022	USD	8,350,000	8,857,279	0.33
Turkey Government Bond 4.25% 14/04/2026	USD	12,200,000	11,133,183	0.41
Turkey Government Bond 6% 25/03/2027	USD	10,000,000	10,143,170	0.38
Turkey Government Bond 5.75% 11/05/2047	USD	10,500,000	9,352,392	0.35
			64,930,951	2.41
Ukraine				
Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2024	USD	4,550,000	4,695,541	0.17
			4,695,541	0.17
United States of America				
US Treasury Inflation Indexed 0.125% 15/04/2020	USD	20,500,000	21,626,689	0.80
US Treasury Inflation Indexed 0.125% 15/04/2022	USD	32,100,000	32,273,905	1.20
Weatherford International Ltd. 9.875% 15/02/2024	USD	1,750,000	1,605,625	0.06
			55,506,219	2.06
Uruguay				
Uruguay Government Bond, Reg. S 9.875% 20/06/2022	UYU	456,755,000	16,412,639	0.61
Uruguay Government Bond, Reg. S 8.5% 15/03/2028	UYU	213,417,000	6,964,789	0.26
			23,377,428	0.87
Zambia				
Zambia Government Bond 11% 21/11/2021	ZMW	107,175,000	9,430,498	0.35
Zambia Government Bond 13% 21/11/2026	ZMW	19,825,000	1,590,066	0.06
			11,020,564	0.41
債券合計			1,100,122,063	40.88
転換社債型新株予約権付社債				
India				
Piramal Enterprises Ltd. CV DEB 7.8% 26/04/2019*	INR	951,400	13,843,246	0.51
			13,843,246	0.51
転換社債型新株予約権付社債合計			13,843,246	0.51
株式				
Argentina				
Loma Negra Cia Industrial Argentina SA, ADR	USD	722,361	15,400,737	0.57
			15,400,737	0.57
Australia				
Newcrest Mining Ltd.	AUD	1,337,892	20,099,228	0.75
			20,099,228	0.75
Brazil				
CCR SA	BRL	6,411,729	24,276,185	0.90
Hypera SA	BRL	1,552,500	17,004,165	0.63
IRB Brasil Resseguros S/A	BRL	951,000	12,057,993	0.45
Lojas Americanas SA	BRL	361,400	1,534,728	0.06
Lojas Americanas SA Preference	BRL	2,625,600	14,983,205	0.56

Nexa Resources SA	USD	1,293,753	22,653,615	0.84
Petroleo Brasileiro SA, ADR	USD	339,813	4,804,956	0.18
Petroleo Brasileiro SA, ADR Preference	USD	1,178,600	15,310,014	0.57
Vale SA, ADR	USD	1,654,401	21,043,981	0.78
			133,668,842	4.97
Canada				
Barrick Gold Corp.	USD	1,672,800	20,826,360	0.78
Nutrien Ltd.	CAD	235,400	11,125,475	0.41
			31,951,835	1.19
Chile				
Enel Americas SA, ADR	USD	1,259,139	14,631,195	0.54
Inversiones La Construccion SA	CLP	1,021,200	20,094,254	0.75
			34,725,449	1.29
China				
Alibaba Group Holding Ltd., ADR	USD	11,700	2,147,418	0.08
Bank of China Ltd. ‘H’	HKD	29,845,000	16,047,846	0.60
Boer Power Holdings Ltd.	HKD	14,026,000	2,787,989	0.10
Brilliance China Automotive Holdings Ltd.	HKD	1,860,000	3,882,036	0.14
China Pacific Insurance Group Co. Ltd. ‘H’	HKD	854,800	3,828,446	0.14
China Resources Land Ltd.	HKD	1,402,000	5,100,196	0.19
China Unicom Hong Kong Ltd.	HKD	3,128,000	3,945,796	0.15
Ctrip.com International Ltd., ADR	USD	398,500	18,578,070	0.69
Haitian International Holdings Ltd.	HKD	1,508,200	4,573,710	0.17
Hutchison China MediTech Ltd., ADR	USD	244,063	7,214,502	0.27
IMAX China Holding, Inc.	HKD	1,773,563	5,593,125	0.21
Longfor Properties Co. Ltd.	HKD	6,567,500	20,083,714	0.75
Shanghai Fosun Pharmaceutical Group Co. Ltd. ‘H’	HKD	5,058,000	31,064,085	1.15
Shanghai Pharmaceuticals Holding Co. Ltd. ‘H’	HKD	1,662,900	4,449,571	0.16
			129,296,504	4.80
Czech Republic				
Moneta Money Bank A/S	CZK	969,093	4,013,614	0.15
			4,013,614	0.15
Denmark				
Carlsberg A/S ‘B’	DKK	220,577	26,242,350	0.98
			26,242,350	0.98
Germany				
Hapag－Lloyd AG	EUR	254,533	9,928,127	0.37
			9,928,127	0.37
Greece				
Titan Cement Co. SA	EUR	89,389	2,216,272	0.08
			2,216,272	0.08
Hong Kong				
AIA Group Ltd.	HKD	2,492,600	21,088,873	0.78
Chow Sang Sang Holdings International Ltd.	HKD	4,306,700	9,054,433	0.34
CK Asset Holdings Ltd.	HKD	521,000	4,371,457	0.16
Galaxy Entertainment Group Ltd.	HKD	2,581,000	23,431,796	0.87
Sands China Ltd.	HKD	5,875,600	31,593,474	1.18
WH Group Ltd.	HKD	23,789,199	25,340,711	0.94
			114,880,744	4.27
India				

Bharti Airtel Ltd.	INR	3,345,123	20,448,724	0.76
Housing Development Finance Corp. Ltd.	INR	151,415	4,238,209	0.16
ICICI Bank Ltd.	INR	8,112,413	34,621,762	1.29
IDFC Bank Ltd.	INR	11,704,635	8,497,394	0.32
Info Edge India Ltd.	INR	852,336	15,360,466	0.57
Lupin Ltd.	INR	571,296	6,445,526	0.24
Piramal Enterprises Ltd.	INR	104,834	3,910,438	0.14
Steel Authority of India Ltd.	INR	12,448,649	13,398,841	0.50
Tata Steel Ltd.	INR	2,996,717	26,237,820	0.97
Torrent Power Ltd.	INR	1,771,522	6,226,784	0.23
			139,385,964	5.18
Indonesia				
Astra International Tbk. PT	IDR	7,274,800	3,857,348	0.14
Bank Central Asia Tbk. PT	IDR	7,013,000	11,868,742	0.44
Matahari Department Store Tbk. PT	IDR	5,998,612	4,771,004	0.18
Semen Indonesia Persero Tbk. PT	IDR	3,807,800	2,862,592	0.11
Surya Citra Media Tbk. PT	IDR	41,551,200	8,178,954	0.30
			31,538,640	1.17
Italy				
Tenaris SA, ADR	USD	399,800	13,861,066	0.52
			13,861,066	0.52
Japan				
Murata Manufacturing Co. Ltd.	JPY	31,200	4,248,748	0.16
			4,248,748	0.16
Mexico				
America Movil SAB de CV, ADR ‘L’	USD	2,488,400	47,503,556	1.76
Grupo Sanborns SAB de CV	MXN	3,252,100	3,556,202	0.13
Urbi Desarrollos Urbanos SAB de CV	MXN	513,537	188,692	0.01
			51,248,450	1.90
Norway				
BW LPG Ltd.	NOK	4,937,454	22,725,843	0.84
			22,725,843	0.84
Philippines				
Bank of the Philippine Islands	PHP	2,360,000	5,291,936	0.20
Bloomberry Resorts Corp.	PHP	37,202,200	10,224,322	0.38
			15,516,258	0.58
Russian Federation				
Alrosa PJSC	USD	15,466,977	24,625,668	0.91
Global Ports Investments plc, GDR	USD	2,109,712	8,143,488	0.30
Globaltrans Investment plc, GDR	USD	161,745	1,918,296	0.07
MegaFon PJSC	USD	30,166	283,296	0.01
MegaFon PJSC, GDR	USD	505,300	4,997,417	0.19
Sberbank of Russia PJSC, ADR	USD	196,500	3,660,795	0.14
TCS Group Holding plc, GDR	USD	627,600	13,775,820	0.51
Yandex NV ‘A’	USD	573,500	22,624,575	0.84
			80,029,355	2.97
Singapore				
City Developments Ltd.	SGD	2,089,400	20,716,318	0.77
DBS Group Holdings Ltd.	SGD	727,300	15,254,357	0.57
Oversea－Chinese Banking Corp. Ltd.	SGD	1,765,900	17,266,398	0.64

			53,237,073	1.98
South Africa				
Discovery Ltd.	ZAR	997,543	14,366,473	0.54
MTN Group Ltd.	ZAR	380,000	3,820,302	0.14
Naspers Ltd. ‘N’	ZAR	100,988	24,668,241	0.92
Shoprite Holdings Ltd.	ZAR	167,185	3,566,896	0.13
			46,421,912	1.73
South Korea				
Hyundai Motor Co.	KRW	132,721	17,867,965	0.66
Hyundai Motor Co. Preference	KRW	60,321	5,274,338	0.20
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	13,209	30,386,029	1.13
			53,528,332	1.99
Spain				
Banco Santander SA	EUR	2,284,399	14,883,391	0.55
			14,883,391	0.55
Switzerland				
LafargeHolcim Ltd.	CHF	182,912	10,006,587	0.37
			10,006,587	0.37
Taiwan				
Asustek Computer, Inc.	TWD	375,000	3,491,872	0.13
CTCI Corp.	TWD	9,103,000	14,829,801	0.55
Ginko International Co. Ltd.	TWD	495,000	3,675,532	0.14
MediaTek, Inc.	TWD	1,142,000	12,964,365	0.48
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	4,471,179	37,417,007	1.39
			72,378,577	2.69
United Arab Emirates				
DP World Ltd.	USD	627,331	14,114,948	0.53
First Abu Dhabi Bank PJSC	AED	4,972,567	15,839,434	0.59
Union National Bank PJSC	AED	7,047,394	6,811,301	0.25
			36,765,683	1.37
United Kingdom				
British American Tobacco plc	GBP	448,500	25,994,131	0.96
PZ Cussons plc	GBP	4,754,097	15,247,616	0.57
Tullow Oil plc	GBP	1,267,815	3,486,339	0.13
			44,728,086	1.66
United States of America				
AES Corp.	USD	2,962,700	33,685,899	1.25
Ensco plc ‘A’	USD	5,459,450	23,966,985	0.89
MercadoLibre, Inc.	USD	80,200	28,582,478	1.06
Weatherford International plc	USD	1,501,900	3,439,351	0.13
			89,674,713	3.33
株式合計			1,302,602,380	48.41
公的取引所に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			2,416,567,689	89.80
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
債券				
Brazil				
QGOG Atlantic, Reg. S 5.25% 30/07/2019	USD	112,500	110,250	—
			110,250	—
China				

Industrial & Commercial Bank of China Ltd. 3.231% 13/11/2019	USD	8,000,000	8,004,064	0.30
			8,004,064	0.30
Egypt				
Egypt Treasury Bill 0% 03/04/2018	EGP	137,650,000	7,790,755	0.29
Egypt Treasury Bill 0% 24/07/2018	EGP	113,700,000	6,128,477	0.23
Egypt Treasury Bill 0% 10/04/2018	EGP	14,925,000	842,002	0.03
Egypt Treasury Bill 0% 17/04/2018	EGP	257,100,000	14,457,230	0.54
Egypt Treasury Bill 0% 01/05/2018	EGP	29,050,000	1,624,376	0.06
Egypt Treasury Bill 0% 08/05/2018	EGP	150,400,000	8,374,957	0.31
			39,217,797	1.46
Mexico				
BBVA Bancomer SA, Reg. S 6.5% 10/03/2021	USD	2,110,000	2,247,150	0.08
Elementia SAB de CV, Reg. S 5.5% 15/01/2025	USD	1,600,000	1,616,000	0.06
			3,863,150	0.14
Nigeria				
Nigeria Treasury Bill 0% 13/09/2018	NGN	2,650,000,000	6,788,363	0.25
			6,788,363	0.25
Paraguay				
Paraguay Government Bond, Reg. S 5.6% 13/03/2048	USD	10,825,000	11,041,500	0.41
			11,041,500	0.41
Peru				
Banco de Credito del Peru, Reg. S, FRN 6.875% 16/09/2026	USD	5,610,000	6,123,371	0.23
Banco de Credito del Peru, Reg. S, FRN 6.125% 24/04/2027	USD	2,200,000	2,352,350	0.09
			8,475,721	0.32
South Korea				
KT Corp., Reg. S 2.625% 22/04/2019	USD	4,040,000	4,020,176	0.15
			4,020,176	0.15
債券合計			81,521,021	3.03
転換社債型新株予約権付社債				
United States of America				
Weatherford International Ltd. 5.875% 01/07/2021	USD	24,056,000	21,624,828	0.80
			21,624,828	0.80
転換社債型新株予約権付社債合計			21,624,828	0.80
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			103,145,849	3.83
その他譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
転換社債型新株予約権付社債				
China				
FU JI Food and Catering Services Holdings Ltd. 0% 18/10/2010*§	CNY	3,500,000	—	—
			—	—
United States of America				
Cobalt International Energy, Inc. 2.625% 01/12/2019§	USD	6,645,000	149,513	0.01
Cobalt International Energy, Inc. 3.125% 15/05/2024§	USD	27,987,000	349,838	0.01
			499,351	0.02
転換社債型新株予約権付社債合計			499,351	0.02

新株予約権付社債				
China				
Midea Group Co. 11/10/2018*	USD	1,520,700	13,366,041	0.50
			13,366,041	0.50
新株予約権付社債合計			13,366,041	0.50
その他譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			13,865,392	0.52
新規発行証券				
債券				
Brazil				
Odebrecht Offshore Drilling Finance Ltd., Reg. S 6.72% 01/12/2022	USD	1,200,291	1,161,282	0.05
Odebrecht Offshore Drilling Finance Ltd., Reg. S 7.72% 01/12/2026	USD	3,619,859	1,076,908	0.04
Odebrecht Oil & Gas Finance Ltd., Reg. S, FRN 0% 31/12/2049	USD	571,938	14,012	—
			2,252,202	0.09
債券合計			2,252,202	0.09
新規発行証券合計			2,252,202	0.09
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業集団投資スキームー UCITS				
Luxembourg				
US Dollar Treasury Liquidity Fund ー JPM US Dollar Treasury Liquidity Institutional (dist.)	USD	53,890,755	53,890,755	2.00
			53,890,755	2.00
集団投資スキーム合計ー UCITS			53,890,755	2.00
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業合計			53,890,755	2.00

投資総額	2,589,721,887	96.24
銀行預金	97,060,304	3.61
その他の純資産／（負債）	4,229,169	0.15
純資産総額	2,691,011,360	100.00

§債務不履行中
*** 証券は取締役会により公正な価値で評価されている。**

先物為替予約

買通貨	購入総額	売通貨	売却総額	決済日	カウンター・パーティ	未実現利益／（損失）（ＵＳＤ）	投資比率（%）
USD	10,350,388	BRL	33,764,000	13/04/2018	J.P. Morgan	131,028	0.01
USD	5,841,672	TWD	169,759,000	27/04/2018	Citibank	10,349	—
先物為替予約の未実現損						141,377	0.01
CHF Hedged Share Class							
USD	7,269	CHF	6,884	20/04/2018	J.P. Morgan	59	—
EUR Hedged Share Class							
EUR	8,052	USD	9,896	20/04/2018	J.P. Morgan	23	—
USD	400,473	EUR	322,981	20/04/2018	J.P. Morgan	2,612	—
GBP Hedged Share Class							
GBP	449,507,420	USD	626,399,853	20/04/2018	J.P. Morgan	4,683,827	0.18
USD	16,037,931	GBP	11,313,033	20/04/2018	J.P. Morgan	155,056	—
ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現益						4,841,577	0.18

先物為替予約の未実現益合計						4,982,954	0.19
USD	4,915,733	EUR	4,025,000	05/04/2018	J.P. Morgan	(37,171)	—
USD	14,077,328	MXN	267,427,000	09/04/2018	Bank of America	(621,486)	(0.02)
USD	16,418,289	MXN	311,826,000	09/04/2018	J.P. Morgan	(720,864)	(0.03)
USD	9,281,438	KRW	9,969,657,000	12/04/2018	J.P. Morgan	(74,776)	—
CZK	399,924,490	USD	19,499,000	16/04/2018	Goldman Sachs	(115,288)	(0.01)
USD	10,607,771	GBP	7,641,000	16/04/2018	J.P. Morgan	(117,939)	(0.01)
USD	20,303,714	ZAR	241,066,000	16/04/2018	Citibank	(23,370)	—
HUF	4,891,324,150	USD	19,499,000	20/04/2018	Citibank	(212,406)	(0.01)
USD	4,955,498	GBP	3,550,000	20/04/2018	Goldman Sachs	(28,506)	—
USD	18,357,708	PLN	63,201,000	23/04/2018	Bank of America	(109,424)	—
USD	2,840,238	KRW	3,061,493,000	27/04/2018	Citibank	(34,286)	—
USD	30,982,441	BRL	106,750,000	19/11/2018	J.P. Morgan	(721,750)	(0.03)
先物為替予約の未実現損						(2,817,266)	(0.11)
CHF Hedged Share Class							
CHF	383,003	USD	405,729	20/04/2018	J.P. Morgan	(4,579)	—
EUR Hedged Share Class							
EUR	65,968,041	USD	81,644,516	20/04/2018	J.P. Morgan	(382,359)	(0.01)
USD	165,504	EUR	134,838	20/04/2018	J.P. Morgan	(595)	—
GBP Hedged Share Class							
GBP	14,275	USD	20,256	20/04/2018	J.P. Morgan	(214)	—
USD	4,059,067	GBP	2,900,471	20/04/2018	J.P. Morgan	(13,034)	—
ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現損						(400,781)	(0.01)
先物為替予約の未実現損合計						(3,218,047)	(0.12)
先物為替予約の未実現損益総額						1,764,907	0.07

国名はCIF Annual Report原本に基づき投資国を表示している。

キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）
損益および純資産変動計算書
2018年3月31日現在

収益	
債券および転換社債に係る利息（源泉徴収税額控除後）	US$99,188,385
受取配当金（源泉徴収税額控除後）	29,964,193
銀行預金利息	356,688
収益小計	**129,509,266**
費用	
運用報酬	24,329,430
デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料	1,282,533
管理手数料	695,163
専門家サービス	566,992
年次税	461,595

その他費用	282,254
印刷費用	119,271
費用小計	27,737,238
費用の払戻し	276,223
投資純利益／(損失) (a)	102,048,251
実現純利益／(損失)	
投資有価証券の売却取引	96,356,901
為替取引	61,425,283
当期実現純利益／(損失) (b)	157,782,184
未実現評価利益／(損失)の増減	
投資有価証券	76,354,392
為替取引	(13,918,472)
当期未実現評価利益／(損失)の増減：(c)	62,435,920
当期損益 (a+b+c)	322,266,355
配当金の分配	(34,053,217)
当期投資証券の差引増減額	(515,385,295)
期首純資産総額	2,918,183,517
期末純資産総額	US$2,691,011,360

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」、及び「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし」の投資対象である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド（「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）は、三菱UFJ国際投信株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日（2007年9月26日）より各計算期間の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は2018年7月24日から2019年7月22日までとなっております。ただし、同マザーファンド（「日本短期債券マザーファンド」）は当該監査の対象ではありません。

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

（有価証券明細表）　（2019年7月22日現在）

国名	銘柄名	利率（%）	償還日	種類	額面(千円)	評価額	
						単価(円)	評価金額（円）
日本	第4回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（2014）	0.425	2019/11/28	社債券	100,000	100.111	100,111,000
日本	第2回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2015）	0.509	2020/4/30	社債券	100,000	100.236	100,236,000

日本	第19回ルノー円貨社債（2017）	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	99.774	99,774,000
日本	第11回ウエストパック・バンキング・コーポレーション円貨社債（2016）	0.3	2021/1/22	社債券	100,000	100.271	100,271,000
日本	第8回ケーティー円貨社債（2018）	0.3	2020/11/13	社債券	100,000	100.069	100,069,000
日本	第527回関西電力（一般担保付）	0.28	2024/4/25	社債券	100,000	100.424	100,424,000
日本	第50回日本電気（社債間限定同順位特約付）	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.375	100,375,000
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.247	100,247,000
日本	第1回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付)	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	100.108	100,108,000
日本	第22回あおぞら銀行(社債間限定同順位特約付)	0.1	2021/12/10	社債券	100,000	99.93	99,930,000
日本	第28回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付）	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	102.123	102,123,000
日本	第6回りそな銀行（劣後特約付）	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	101.227	101,227,000
日本	第23回三井住友銀行（劣後特約付）	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	102.105	102,105,000
日本	第５回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	100.087	100,087,000
日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	100.127	100,127,000
日本	第27回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.4	2023/4/25	社債券	100,000	100.752	100,752,000
日本	第44回野村ホールディングス	0.723	2021/2/25	社債券	100,000	100.977	100,977,000
日本	第29回相鉄ホールディングス（相模鉄道株式会社保証付）	0.91	2020/6/25	社債券	100,000	100.765	100,765,000
合　計					1,800,000		1,809,708,000

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

2020年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	307,831,210円
Ⅱ　負債総額	3,058,809円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	304,772,401円
Ⅳ　発行済口数	315,184,159口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9670円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

2020年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,372,314,893円
Ⅱ　負債総額	12,036,851円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,360,278,042円
Ⅳ　発行済口数	1,151,572,808口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1812円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

2020年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	9,286,288円
Ⅱ　負債総額	996,394円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,289,894円
Ⅳ　発行済口数	9,365,030口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8852円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

2020年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	636,608,133円
Ⅱ　負債総額	359,467円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	636,248,666円
Ⅳ　発行済口数	740,252,738口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8595円

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2020年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	7,209,931,358円
Ⅱ　負債総額	5,290,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,204,641,358円
Ⅳ　発行済口数	6,579,120,203口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0951円

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2020年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	2,002,708,222円
Ⅱ　負債総額	4,600,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,998,108,222円
Ⅳ　発行済口数	1,508,442,785口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3246円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2019年7月22日現在

Ⅰ　資産総額	158,035,295円
Ⅱ　負債総額	113,668円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	157,921,627円
Ⅳ　発行済口数	149,752,007口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0546円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益権の帰属と受益証券の不発行

各ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

①各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め各ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、各ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された

場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（２）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（３）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（４）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2020年１月31日現在）

資本金の額	４億5,000万円
発行可能株式総数	７万5,000株
発行済株式総数	５万6,400株

過去５年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）会社の機構（2020年１月31日現在）

①会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は３名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長１名、副社長、専務取締役および常務取締役各１名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。

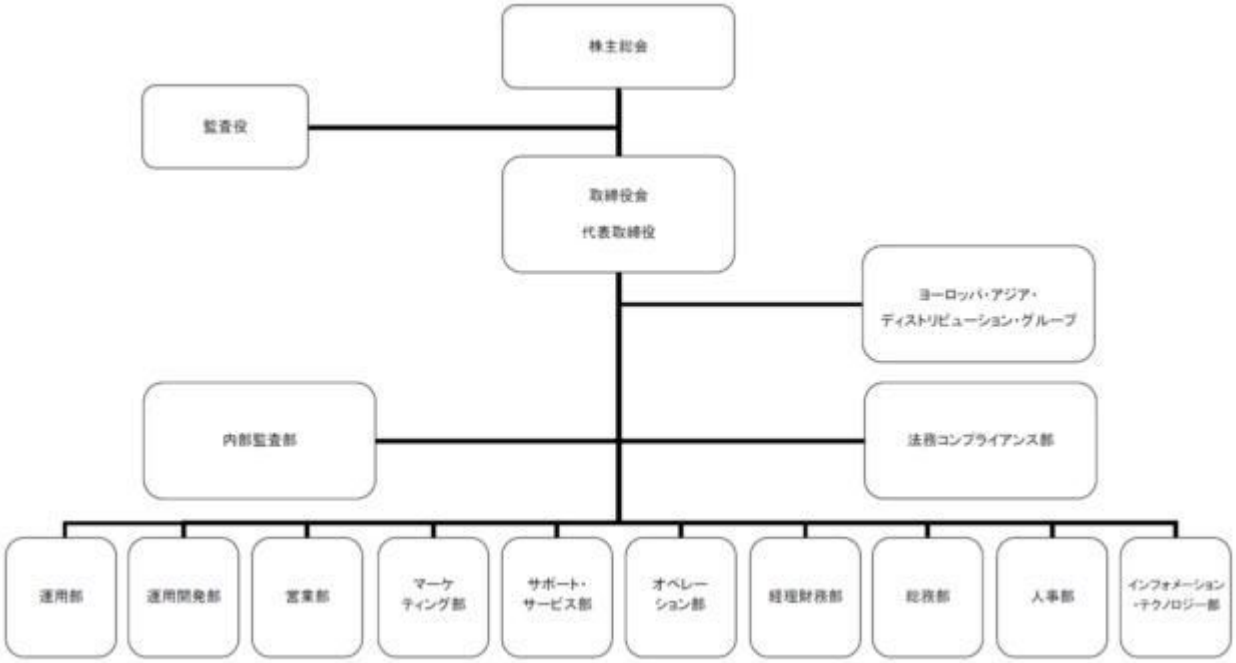

②投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年１月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	370,882
合計	29	370,882

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

なお、当事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年6月30日現在)		当事業年度 (2019年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
Ⅰ.流動資産					
1.現金・預金			2,806,224		3,337,395

2.前払費用			53,462		47,465
3.未収入金	*2		800,636		706,625
4.未収委託者報酬			1,691,078		1,109,782
5.未収運用受託報酬			369,874		313,553
6.立替金			10,380		5,699
流動資産計			5,731,657		5,520,521
Ⅱ.固定資産					
1.有形固定資産			85,880		96,031
建物	*1	—		4,836	
器具備品	*1	85,880		91,195	
2.無形固定資産			2,389		1,358
ソフトウェア		2,389		1,358	
3.投資その他の資産			499,521		489,777
(1)投資有価証券		—		100	
(2)保険積立金		11,087		11,637	
(3)長期差入保証金		274,505		275,361	
(4)繰延税金資産		213,929		202,678	
固定資産計			587,791		587,167
資産合計			6,319,448		6,107,689
(負債の部)					
Ⅰ.流動負債					
1.預り金			24,712		27,236
2.未払金			1,722,481		1,250,500
(1)未払手数料		1,048,528		675,208	
(2)その他未払金	*2	673,953		575,291	
3.未払費用			105,350		89,765
4.未払法人税等			58,426		66,839
5.未払消費税等			185,732		28,660
6.賞与引当金			125,085		131,201
7.役員賞与引当金			1,075		1,087
流動負債計			2,222,864		1,595,290
Ⅱ.固定負債					
1.退職給付引当金			1,382,398		1,398,224
2.資産除去債務			247,065		250,662
固定負債計			1,629,463		1,648,886
負債合計			3,852,328		3,244,177
(純資産の部)					
Ⅰ.株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			1,434,383		1,830,775
その他利益剰余金		1,434,383		1,830,775	
繰越利益剰余金		1,434,383		1,830,775	
株主資本計			2,467,120		2,863,511
純資産合計			2,467,120		2,863,511
負債・純資産合計			6,319,448		6,107,689

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自2017年7月1日 至2018年6月30日）		当事業年度 （自2018年7月1日 至2019年6月30日）	
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
Ⅰ.営業収益					
1.委託者報酬			4,598,906		4,365,216
2.運用受託報酬			2,006,449		1,786,160
3.その他営業収益	*1*2		6,049,621		5,911,077
営業収益計			12,654,977		12,062,454
Ⅱ.営業費用					
1.支払手数料	*1*2		8,543,059		7,886,316
2.広告宣伝費			78,942		89,348
3.調査費			233,750		253,881
4.営業雑経費			38,401		39,873
(1)通信費		19,405		18,541	
(2)印刷費		10,298		9,981	
(3)協会費		8,697		11,349	
営業費用計			8,894,154		8,269,419
Ⅲ.一般管理費					
1.給料			2,038,647		1,977,924
(1)役員報酬		53,136		57,091	
(2)給料・手当		988,334		1,022,438	
(3)賞与		871,015		766,106	
(4)賞与引当金繰入額		125,085		131,201	
(5)役員賞与引当金繰入額		1,075		1,087	
2.交際費			12,662		19,713
3.寄付金			6,668		7,335
4.旅費交通費			102,443		109,021
5.租税公課			36,132		41,091
6.不動産賃借料			315,983		343,281
7.退職給付費用			191,932		235,235
8.固定資産減価償却費			17,125		21,896
9.器具備品賃借料			4,223		8,008
10.消耗品費			18,003		17,264
11.事務委託費			65,542		55,522
12.採用費			13,725		17,024
13.福利厚生費			194,768		238,182
14.共通発生経費負担額			184,701		202,906
15.諸経費			7,598		8,122
一般管理費計			3,210,160		3,302,532
営業利益			550,662		490,501
Ⅳ.営業外収益					
1.有価証券売却益			2		11
2.受取利息及び配当金			6,754		4,423

3.雑収入			527		105
営業外収益計			7,284		4,540
Ⅴ.営業外費用					
1.為替差損			6,735		1,617
2.事務過誤費			42,579		-
3.固定資産除却損			3,249		204
営業外費用計			52,565		1,822
経常利益			505,381		493,220
税引前当期純利益			505,381		493,220
法人税、住民税及び事業税			79,832		85,578
法人税等調整額			△11,716		11,250
当期純利益			437,265		396,391

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年7月1日　至2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	2,029,854
当期変動額							
当期純利益				437,265	437,265	437,265	437,265
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	437,265	437,265	437,265	437,265
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120

当事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120
当期変動額							
当期純利益				396,391	396,391	396,391	396,391
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	396,391	396,391	396,391	396,391
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。
(2)無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年）に基づいております。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準
(1)賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(2)役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）
(1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。
ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。
ステップ3 ： 取引価格を算定する。
ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
(2)適用予定日
2022年6月期の期首より適用予定であります。
(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更]

当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。 この結果、前事業年度の貸借対照表における「流動資産」の「繰延税金資産」203,781千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」213,929千円に含めて表示しております。 また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

[注記事項]
(貸借対照表関係)

前事業年度 （2018年6月30日現在）	当事業年度 （2019年6月30日現在）
*1.有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　39,478千円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　800,636千円 その他未払金　644,665千円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　27千円 器具備品　59,910千円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　706,625千円 その他未払金　524,266千円

(損益計算書関係)

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）

*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 その他営業収益　6,049,621千円 支払手数料　5,123,000千円	*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 その他営業収益　5,911,077千円 支払手数料　4,861,650千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）
1.　発行済株式の種類及び総数	1.　発行済株式の種類及び総数

前事業年度

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	-	-	56,400

当事業年度

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内　315,372　千円 1年超　1,429,049　千円 合計　1,744,421　千円	1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内　329,780　千円 1年超　1,099,269　千円 合計　1,429,049　千円

[金融商品関係]

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期差入保証金	274,505	275,650	1,145

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2018年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期差入保証金	275,361	279,732	4,371

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2019年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

前事業年度
（2018年6月30日現在）

1．その他有価証券(2018年6月30日現在)
該当事項はございません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2017年7月1日　至2018年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
その他有価証券（証券投資信託）	300	2	0

当事業年度
（2019年6月30日現在）

1．その他有価証券(2019年6月30日現在)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
その他有価証券（証券投資信託）	100	100	-

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2018年7月1日　至2019年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
その他有価証券（証券投資信託）	304	11	-

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

なお、2016年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を決済性預金として積み立てております。

2.簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,258,560	千円
退職給付費用	191,932	千円
退職給付の支払額	△ 68,094	千円
退職給付引当金の期末残高	1,382,398	千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　191,932千円

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2.簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,382,398	千円
退職給付費用	235,235	千円
退職給付の支払額	△ 202,524	千円
確定拠出年金制度への拠出額	△ 16,885	千円
退職給付引当金の期末残高	1,398,224	千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　235,235千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度16,885千円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 （2018年6月30日現在）	当事業年度 （2019年6月30日現在）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	399,463	千円
賞与引当金	38,301	千円
資産除去債務	75,407	千円
減損損失	51,516	千円
未払費用	65,352	千円
税務上の繰越欠損金	1,806,847	千円
繰延税金資産小計	2,436,890	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	千円
評価性引当額小計	△ 2,222,961	千円
繰延税金資産合計	213,929	千円

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	402,644	千円
賞与引当金	40,173	千円
資産除去債務	76,509	千円
減損損失	41,786	千円
未払費用	72,550	千円
税務上の繰越欠損金（注2）	1,081,533	千円
繰延税金資産小計	1,715,198	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△ 1,001,309	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 511,210	千円
評価性引当額小計（注1）	△ 1,512,519	千円
繰延税金資産合計	202,678	千円

(注1)評価性引当額が710,442千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産
1年以内	87,935	△ 7,711	80,224
1年超2年以内	433,651	△ 433,651	-
2年超3年以内	307,070	△ 307,070	-
3年超4年以内	252,876	△ 252,876	-
4年超5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-
合計	1,081,533	△ 1,001,309	(b) 80,224

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b)税務上の繰越欠損金1,081,533千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産80,224千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2011年6月期に税引前当期純損失を354,592千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	30.9	法定実効税率	30.6
(調整)		(調整)	
評価性引当額	△ 81.3	評価性引当額	△ 144.0
永久に損金及び益金に算入されない項目	1.4	永久に損金及び益金に算入されない項目	1.9
住民税均等割	0.5	住民税均等割	0.5
期限切れの税務上の繰越欠損金	62.9	期限切れの税務上の繰越欠損金	130.8
その他	△ 0.9	その他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7

[資産除去債務関係]

前事業年度 （2018年6月30日現在）	当事業年度 （2019年6月30日現在）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 243,467千円 時の経過による調整額 3,597千円 期末残高 247,065千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 247,065千円 時の経過による調整額 3,597千円 期末残高 250,662千円

[セグメント情報等]

前事業年度 （2018年6月30日現在）	当事業年度 （2019年6月30日現在）

(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益

日本	6,417,378千円
米国	6,049,621千円
その他	187,978千円
合計	12,654,977千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円

(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益

日本	6,008,629千円
米国	5,911,077千円
その他	142,748千円
合計	12,062,454千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円

[関連当事者情報]
前事業年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）
1.関連当事者との取引
(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カ	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益(市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)	6,049,621	未収入金	800,636

社	ンパニー（以下「CRMC社」という。）	ニア州ロサンゼルス	12,500	業	間接100%	各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	5,123,000	その他未払金	436,814
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）5,089	子会社の管理	（被所有）間接100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	184,701	その他未払金	207,851

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	（千ユーロ）7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,482,355	未払手数料	273,623
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	（千米ドル）10	市場調査	―	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	967,050	その他未払金	21,064

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	5,911,077	未収入金	706,625
						各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	4,861,650	その他未払金	319,635
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,180	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	202,906	その他未払金	204,631

(注)
上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。
取引条件及び取引条件の決定方法等
1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,289,727	未払手数料	193,066
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	―	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	849,408	その他未払金	47,993

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 （自2017年7月1日　至2018年6月30日）	当事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）
1株当たり純資産額　43,743.26円 1株当たり当期純利益金額　7,752.94円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　437,265千円 普通株主に帰属しない金額　- 千円 普通株式に係る当期純利益　437,265千円 期中平均株式数　56,400株	1株当たり純資産額　50,771.48円 1株当たり当期純利益金額　7,028.22円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　396,391千円 普通株主に帰属しない金額　- 千円 普通株式に係る当期純利益　396,391千円 期中平均株式数　56,400株

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008年７月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
②資本金の額：324,279百万円（2019年９月30日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

①名称：野村證券株式会社
②資本金の額：10,000百万円（2019年12月31日現在）
③事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

①名称：株式会社ＳＢＩ証券
②資本金の額：48,323百万円（2019年９月30日現在）
③事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

①名称：楽天証券株式会社
②資本金の額：7,495百万円（2019年12月31日現在）
③事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
①名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
②資本金の額：10,000百万円（2019年９月30日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社
当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
(2)販売会社
当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

(1)受託会社
該当事項はありません。
(2)販売会社
該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、2019年６月21日から2019年12月20日までにおいて以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 7月18日	臨時報告書
2019年 9月19日	有価証券届出書
2019年 9月19日	有価証券報告書
2019年 9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年9月20日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　誠　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　龍　也　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２０年2月１９日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）の２０１９年6月２１日から２０１９年１２月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）の２０１９年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２０年2月１９日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）の２０１９年6月２１日から２０１９年１２月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）の２０１９年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２０年2月１９日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）の２０１９年6月２１日から２０１９年１２月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）の２０１９年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２０年2月１９日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　紀　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）の２０１９年6月２１日から２０１９年１２月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＤコース（毎月分配／為替ヘッジなし）の２０１９年１２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。